

令和2年度天草市補助金等交付要綱一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 総務課									
天草地区保護司会運営費	罪を犯した人々の更生と犯罪のない明るい社会づくりを推進する。	天草地区保護司会	1 保護司法(昭和25年法律第204号)第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整 2 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集 3 保護司の職務に関する研究及び意見の発表 4 保護司の職務に関する研修 5 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝 6 保護司の人材確保の促進に関する活動 7 その他地域福祉に関する事業	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
熊本検察審査協会天草支部運営費	検察審査会制度の普及及び発展を図る。	熊本検察審査協会天草支部(以下この項において「協会」という。)	1 協会の計画策定 2 検察審査会制度の調査、研究及び建議並びに広報活動 3 協会の会員の研修	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
天草市自衛隊家族会運営費	自衛官募集事務の協力体制の強化を図る。	天草市自衛隊家族会(以下この項において「自衛隊家族会」という。)	1 自衛隊家族会の計画策定 2 自衛隊家族会の各分会及びその会員との連絡調整 3 自衛隊家族会の会員の研修 4 防衛思想の普及及び高揚 5 自衛隊員の募集及び退職者の就職活動の支援 6 自衛隊の諸行事に対する協力 7 殉職隊員及び物故隊員の遺族に対する援護 8 上部団体関係団体等の事業への協力	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
■ 防災危機管理課									
熊本県消防協会天草支部運営費	防火及び防災活動を推進する。	熊本県消防協会天草支部	1 防火及び防災の訓練並びに啓発活動 2 消防団員の研修活動 3 消防関係団体との連携に関すること。 4 その他防火及び防災に関すること。	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
自主防災組織設立促進・活動活性化補助	自主防災組織の組織率向上をめざすとともに、自主防災組織の活動活性化を図る。	自主防災組織	1 自主防災組織の更なる組織率向上のため、新規結成に必要な経費 2 自主防災組織の活動活性化を図るため、防災資機材等の必要経費 3 自主防災組織において、防災リーダーとしての活躍が見込まれる者が、防災士の資格を取得するために負担した費用	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額(上限50,000円/1団体) ※補助は3年に1回とする。ただし、防災士資格取得費用については毎年交付対象とする。	事業実施前	経費内訳等	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 設立届、規約(新規設立団体) 2 事業の実施が確認できる書類	詳細については、「天草市自主防災組織設立促進・活動活性化事業補助金交付要綱」に基づく。
水難救済会救難所運営費	水難予防及び水難による安全を促進する。	熊本県水難救済会に所属し、天草市に事務所を置く救難所	1 水難救助への出動活動 2 水難救済に従事する救難所員の訓練及び教育 3 水難救済に要する設備及び資材の整備並びに維持補修 4 水難の予防啓発活動	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■情報政策課									
情報通信基盤整備事業	地域の活性化を図っていく上で重要な、超高速ブロードバンド基盤の整備を促進する。	電気通信事業者	天草市内において、超高速ブロードバンド環境の整備が進まない地域で、超高速ブロードバンドサービスの提供に必要な施設及び設備を整備し、超高速ブロードバンドサービスを提供する事業	(補助対象経費) (1) 施設・設備費 ア 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費 (ア) 光電変換装置 (イ) 光成端架 (ウ) 線路設備(中継装置及び分岐装置を含む。) (エ) 送受信装置 (オ) ヘッドエンド装置 (カ) 無線アクセス装置 (キ) 鉄塔 (ク) 局舎施設 (ケ) 外構施設 (コ) 電源供給施設 (サ) 構内伝送路 (シ) 管理測定装置 イ アに掲げるもののほか、附帯施設の設置に要する経費 ウ 附帯工事費 (2) 用地取得費・道路費 ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。) イ 附帯工事費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業の概要及び要領に定める添付書類 2 光ファイバ整備計画 3 工事概要書 4 見積書 5 その他参考資料	事業終了後速やかに	1 支出総括表及び支出内訳書 2 業者からの請求書又は同領収書の写し 3 完成写真 4 実施した事業の概要が把握できる図面等 5 整備エリア図面 6 用地付近の見取り図、光系統図、ラック実装図、局舎等施設内レイアウト図、システム系統図等その他必要な図面 7 光ファイバケーブルの整備表	詳細については、「天草市情報通信基盤整備事業補助金交付要領」に基づく。
■地域政策課									
移住・定住促進支援補助金(定住促進奨励金)	空き家等情報バンクに登録してある空き家を利用して、定住を促進し人口の増加及び地域の活性化を図る。	空き家等情報バンクに登録希望登録し、本市以外から本市の空き家等に転入し、過去に本市に居住したことがない者。または、過去に本市を転出し、5年以上経過した者。	補助対象者に該当する転入世帯に対して奨励金を交付する。	(補助額) 定住世帯の構成員が2人以上の場合は200,000円、1人の場合は100,000円とし、予算の範囲内で交付する。 奨励金は、1定住世帯につき1回限りとし、移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)との併給は認めない。 (交付方法) 次のいずれかに該当する場合は、補助額に相当する額の市内で使用できる商品券を交付するものとする。 ・令和2年5月1日より前に転入し、同年9月1日以降に申請したとき ・令和2年5月1日以降に転入したとき	本市に転入した日から起算して3か月以上1年以内の期間(対象期間の末日が休日の場合は、その前日までの休日でない日とする。)	(1) 申請者の誓約・承諾書 (2) 世帯全員の分の住民票の写し (3) 世帯全員の分の戸籍の附票等 (4) 納税証明書等 (5) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し	-	-	詳細については、「天草市移住・定住促進支援補助金交付要領」に基づく。
移住・定住促進支援補助金(空き家活用事業)	空き家等情報バンクに登録してある空き家を利用して、定住を促進し人口の増加及び地域の活性化を図る。	空き家等情報バンクに登録してある空き家を所有している者又は購入及び賃借した者	補助対象者が行う、空き家の給排水施設、風呂、台所、便所、屋根等改修及び家財道具の搬出、処分	(補助対象経費) 左記の改修等に係る費用 (補助率等) 補助対象経費の2分の1以内で、100万円を上限(御所浦地域(御所浦島、牧島及び横浦島)の空き家については補助対象経費の3分の2以内で200万円を上限)とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。 ただし、家財道具の搬出、処分のみ場合は補助対象経費の2分の1以内で、20万円を上限とする。	事業実施前	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書の写し (4) 図面及び現況写真 (5) 誓約・承諾書 (6) 所有者等が確認できる書類又は確認書 (7) 住民票の写し (8) 納税証明書等 (9) 契約書の写し	完了の日から起算して30日以内又は3月15日(その日が休日の場合は、その前日までの休日でない日とする。)まで	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 請求書及び領収書の写し (4) 施工中及び施工後の写真等	詳細については、「天草市移住・定住促進支援補助金交付要領」及び「熊本県御所浦地域空き家物件改修事業補助金交付要領」に基づく。
移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。)から本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図る。	移住元が東京23区の在住者又は通勤者(直近10年間で通算5年以上)で、令和元年10月16日以降に本市に移住し、次のいずれかを満たす者。 (1) 県が支援金の対象としてマッチングサイト「ワンストップジョブサイト」(くまもと)に掲載している求人への就業先に就業した者 (2) 県が行う起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている者	支給対象者に該当する転入世帯に対して移住支援金を交付する。	(支援額) 定住世帯の構成員が2人以上の場合は1,000,000円、1人の場合は600,000円とし、予算の範囲内で交付する。 支援金は、1定住世帯につき1回限りとする。	本市に転入した日から起算して3か月以上1年以内の期間 ※対象期間の末日が3月1日から3月31日となる場合は、2月28日まで、それ以外の場合は対象期間の末日(それらの日が休日の場合は、その前日までの休日でない日とする。)	(1) 提示により申請者の本人確認ができる書類(写真付き身分証明書等) (2) 申請者の誓約・同意書(様式第1号別紙1) (3) 本市に転入後の世帯全員の分の住民票の写し又は外国人登録証明書等の写し (4) 移住元での居住地、在住期間(移住直前5年分)を確認できる世帯全員の分の書類(移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票等) (5) 市税等の滞納がないことが確認できる世帯全員の(18歳以上)の分の書類(納税証明書等) (6) 前各号に掲げるもののほか、各区分に応じて市長が必要と認める書類	-	-	詳細については「熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「天草市移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
移住・定住・交流関連助成事業(地域活性化センター助成事業)	移住・定住・交流を推進する。	地域活性化センターが定める実施要綱等(以下、この項において「別要綱等」という。)の規定による者	1. 移住・定住・交流推進支援事業 2. 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 (1)地方創生人材育成伴走型支援事業 (2)地域経済循環分析事業 (3)一般事業 3. 地方創生アドバイザー事業	(補助対象経費) 左記の事業実施に係る費用 (補助額) 1. 移住・定住・交流推進支援事業:上限2,000千円、補助率100%以下 2. 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 (1)地方創生人材育成伴走型支援事業:上限1,500千円、補助率100%以下 (2)地域経済循環分析事業:上限2,000千円、補助率100%以下 (3)一般事業:上限1,500千円、補助率100%以下 3. 地方創生アドバイザー事業:上限200千円、補助率100%以下	事業実施前	別要綱等の規定による必要書類	別要綱等の規定による提出期限	別要綱等の規定による必要書類	詳細については、地域活性化センターが定める「移住・定住・交流推進事業実施要綱」、「地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱」、「地方創生アドバイザー事業実施要綱」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
生活交通路線維持対策事業	地域において生活交通に必要なバス運行の確保を図る。	乗合バス事業者	天草市内において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)第10条の規定により補助金の交付対象となった系統として運行される乗合バス運行事業 (補助対象期間) 前年10月1日から9月30日まで	(補助対象経費) 国要綱第6条第1項の規定により算定される補助対象経費から、国要綱第12条及び熊本県の定める要項により算定される補助金の額を差し引いた額(天草市に係る分) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	運行計画書	11月15日	天草市生活交通路線維持対策補助金交付申請書	詳細については、国要綱及び「天草市生活交通路線維持対策補助金交付要領」に基づく。
地方バス運行特別対策事業	地域において生活交通に必要なバス運行の確保を図る。	乗合バス事業者	天草市内において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)第10条の規定により補助金の交付対象となった系統を除き運行される乗合バス運行事業 (補助対象期間) 前年10月1日から9月30日まで	(補助対象経費) 補助対象運行系統ごとの補助対象経常支出(下記の式により計算して得られた額)と経常収入の差額の合計額 補助対象期間の補助対象事業者のバス事業の経常支出 / 当該系統の補助対象期間の実車全走行キロ × 当該運行系統の補助対象期間における実車走行キロ(天草市に係る分) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	運行計画書	11月15日	地方バス運行特別対策補助金交付申請書	詳細については、「天草市地方バス運行特別対策補助金交付要領」に基づく。
御所浦地域定期航路運賃割引事業	御所浦地域において住民生活に必要な定期航路に係る運賃負担を軽減することにより、住民の福祉の向上を図る。	御所浦地域の港を発着地とする航路事業者	補助対象者が行う、御所浦地域の定期航路に係る運賃負担の軽減を目的に実施される事業	(補助対象経費) 御所浦定期航路の旅客及び車両運賃 (補助額) 運賃割引補てん費に、利用人数及び利用台数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	航路事業者の会計年度における直近の運賃収益及び利用実績表	年度末	利用人員及び利用台数を証明する書類	詳細については、「天草市御所浦地域定期航路運賃割引事業補助金交付要領」に基づく。
御所浦地域乗合自動車運行事業	御所浦地域における生活交通手段の確保を図る。	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合自動車運送事業又は同法第21条第2号の規定による乗合許可を有する第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営業者	補助対象者が行う、御所浦地域における乗合自動車運行事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで(ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、第2土曜日及び第4土曜日の運行は、補助対象外とする。)	(補助対象経費) 1 補助対象期間における乗合自動車の運行に係る経費から収益額を差し引いた額 2 収益額は、乗車運賃に乗車人数を乗じた額とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 停留所及び運行時刻を示した運行計画書 2 停留所の位置及び運行経路を示した地図 3 補助対象期間における運行に係る経費及び収益見込額を算定した計算書	年度末	御所浦地域乗合自動車運行状況報告書及び収益金総括表	詳細については、「天草市御所浦地域乗合自動車運行補助金交付要領」に基づく。
天草エアライン機材維持費補助	天草エアラインの安定運航を維持し、天草地域等の振興を図る。	天草エアライン株式会社	天草エアラインの機材維持事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで	(補助対象経費) 1 航空機の重整備に係る経費 2 航空機のランディングギアの交換に係る経費 3 航空機のフロベラの交換及びオーバーホールに係る経費 4 航空機の機体構造検査に係る経費 5 航空機のエンジンの整備に係る経費 6 その他航空機の整備に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	機材整備等計画書	年度末	1 整備又は部品等取付完了を確認する書類 2 整備又は部品購入等契約書の写し 3 整備又は部品購入等に係る費用の額を確認する書類	詳細については、「天草市天草エアライン機材維持費補助金交付要領」に基づく。
御所浦・水俣航路乗合海上タクシー運航事業	御所浦地域において生活交通に必要な海上交通の確保を図る。	市内に事務所を有する海上タクシー航路事業者等	御所浦町の本郷港、嵐口港及び横浦港と水俣市の水俣港とを結ぶ航路を運航する事前予約制の乗合海上タクシー運航事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年の3月31日まで	(補助対象経費) 1 乗合海上タクシーの運航経費から収益額を差し引いた額、運航に伴い必要となる事務経費及び市長が特に必要と認める経費 2 運航経費(1往復当たり14,300円とする。)から収益額を差し引いた額については、1日当たり42,900円を上限とする。 3 収益額は、乗船運賃に乗船人数を乗じた額とする。 4 乗船運賃は、乗船場所及び距離にかかわらず、1回の乗船につき大人(12歳以上の者をいう。)については1,000円、小人(6歳以上12歳未満の者をいう。)については500円とする。 5 運航に伴い必要となる事務経費の額は、別に定める算出方法により算出した額を上限とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	補助対象期間における運航経費及び乗船料金計算書	年度末		詳細については、「御所浦・水俣航路乗合海上タクシー運航補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
御所浦・三角航路旅客定期船運航事業	御所浦地域において生活交通に必要な海上交通の確保を図る。	市内に事務所を有する旅客定期船運航事業者	生活交通の確保に必要な不可欠な航路で、御所浦地域と三角港とを結ぶ航路を運航する旅客定期船運航事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年の3月31日まで	(補助対象経費) 1 旅客定期船の運航経費から収益額を差し引いた額及び市長が特に必要と認める経費 2 運航経費は、運航にかかる総費用のうち上天草市龍ヶ岳町の小屋河内港から宇城市の三角港までの距離により得た按分値をかけて算出した額とする。 3 収益額は、上天草市龍ヶ岳町的小屋河内港から宇城市の三角港までの運賃収入とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	運航計画書、補助対象期間における運航経費及び運賃計算書	年度末		詳細については、「御所浦・三角航路旅客定期船運航補助金交付要領」に基づく。
天草エアライン利用促進事業	天草エアラインの利用促進により、天草地域の振興を図る。	天草エアライン株式会社	天草エアラインの利用促進及び新たな利用者の掘り起こしに係る事業	(補助対象経費) 1 天草市民で天草エアラインを利用したことがない人等への運賃助成に係る経費 2 天草市内の小学校、中学校及び高校の児童又は生徒を対象とした体験搭乗に係る経費 3 天草市出身者が利用した場合のふるさと割引に係る経費 4 その他の利用促進策として市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	利用促進事業計画書	事業終了後速やかに	1 利用者名簿又は利用者が分かる書類 2 対象事業ごとに経費が分かる書類	詳細については、「天草エアライン利用促進補助金交付要領」に基づく。
■ まちづくり支援課									
防犯灯設置費補助金	地域の安心と安全を確保する。	市内の行政区	補助対象者が行う防犯灯の整備	(補助対象経費) 防犯灯の設置経費 (補助額) 1 電柱共架の場合は上限23,000円 2 自立柱の建柱による場合は上限70,000円	事業実施前	1 見積書の写し 2 設置予定箇所図	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 完成写真	詳細については、「天草市防犯灯設置費補助金交付要領」に基づく。
交通安全協会補助金	交通安全意識の高揚及び地域住民の交通安全の確保を図る。	1 天草地区交通安全協会 2 牛深地区交通安全協会	1 交通安全運動の推進 2 交通安全思想の高揚 3 交通安全施設の清掃 4 街頭交通指導 5 運転経歴証明書の発行	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 運転経歴証明書発行に係る手数料(発行手数料×人数分) 4 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに	事業内容の分かる資料(総会資料等)、前年度の運転免許証返納者数及び運転経歴証明書発行枚数	年度末	事業報告書及び決算書、運転経歴証明書発行要領	
ふるさと応援交付金事業	住民が主体となった地域づくり活動を支援していくことにより、地域の更なる活性化を図る。	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会又は協議会を構成する地区振興会	まちづくり協議会、地区振興会が実施する事業	(補助対象経費) 1 まちづくり協議会又は地区振興会の運営及び事業の実施に要する経費 2 後年度の運営及び事業のために積み立てる経費 (補助額) 天草市ふるさと応援寄附条例に基づき、まちづくり協議会又は地区振興会を指定して寄附された寄附金の額	ふるさと応援寄附金の収入後速やかに		年度末	基金調書	詳細については、「天草市ふるさと応援交付金交付要領」に基づく。
まちづくり推進交付金	住民が主体的に行う自治活動、地域コミュニティの活性化及び住民と行政の協働によるまちづくりの推進を図る。	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会	まちづくり協議会、地区振興会が実施する事業	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費で報酬、職員手当、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金 (補助額) 各協議会の区域に係る人口及び高齢化率、管轄する面積を基準として算出した額を予算の範囲内で交付する。	事業実施前	事業ごとの収支予算書	事業終了後速やかに	事業ごとの収支決算書	詳細については、「まちづくり推進交付金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
まちづくりチャレンジ支援交付金事業	住民が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域の自立及び個性ある生き生きとした地域づくりの推進を図る。	1 天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会 2 1を構成する地区振興会 3 2を構成する任意の地域づくり団体 4 行政区	1 地区振興計画に基づく事業 2 まちづくり計画に基づく事業 3 地域の課題解決及び活性化のために行う公益的な事業	(補助対象経費) 対象事業に直接要する経費 (補助率及び補助限度額) 1 地区振興計画推進事業 補助率 1年目:90% 2年目:70% 3年目:50% 補助限度額 100万円 2 まちづくり計画推進事業 補助率 100% 補助限度額 1年目:150万円 2年目:120万円 3年目:90万円 3 地域自治活動支援事業 補助率 80% 補助限度額 20万円 (交付期間) 1事業当たり3年を限度とする。ただし、地域自治活動支援事業については1年を限度とする。	事業実施前	地区振興計画推進事業及びまちづくり計画推進事業については下記の添付書類を求め。 1 まちづくり計画または地区振興計画 2 予算に係る見積書 3 後年度分(当年度含み4箇年)の収支予算書 4 事業実施スケジュール 5 交付金終了後の活動計画 6 実績資料(2年以降のみ)	事業終了後速やかに	事業の経過及び成果を証する書類等	詳細については、「まちづくりチャレンジ支援交付金交付要領」に基づく。
自治公民館等整備費補助	自治活動の振興発展を図る。	自治公民館の新築、移築、改築、増築、改修、移築及び改修と駐車場の整備並びに運動広場の造成を行う団体	補助対象者が行う、自治公民館の新築、購入、増築、改築、移築及び改修と駐車場の整備並びに運動広場の造成	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費で事業費が30万円を超えるもの (補助率及び限度額) 事業費に100分の35を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、250万円を限度額とする。	事業実施前	1 工事見積書の写し 2 平面図 3 配置図及び付近見取図 4 立面図(新築のみ) 5 駐車場及び運動広場にあつては、用地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し 6 工事契約書の写し(契約後速やかに) 7 整備対象の現況写真	事業終了後速やかに	1 整備対象のしゅん工写真 2 請求書又は領収書の写し	詳細については、「天草市自治公民館等整備補助金交付要領」に基づく。
コミュニティ助成事業	地域の連帯感の醸成及び住民自治の向上を図る。	自治総合センターが定める実施要綱等(以下この項において「別要綱等」という。)の規定による者	1 一般コミュニティ助成事業 2 コミュニティセンター助成事業	(補助対象経費) 事業の実施に要する経費の総額以内。ただし、実施主体が負担金等を徴する場合は、総額から負担金等収入を除いた額。 (補助額) 助成金は、1件につき次の額で10万円単位とする。 1 一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで 2 コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内に対応する額。ただし、1,500万円まで。	事業実施前	別要綱等の規定による必要書類	事業終了後速やかに	別要綱等の規定による必要書類	詳細については、「天草市コミュニティ助成事業補助金交付要領」及び「コミュニティ助成事業実施要綱」に基づく。
防犯協会補助金	犯罪のない明るく住みよい地域社会をつくる。	1 天草地区防犯協会 2 牛深地区防犯協会	補助対象者が行う、防犯意識の高揚及び市民生活の安全の確保を図るための活動	(補助対象経費) 1 安全安心な地域づくりのための経費 2 青少年の健全育成及び非行防止のための経費 3 覚せい剤等薬物乱用防止のための経費 4 暴力追放の推進のための経費 5 その他団体の設立目的を達成するための経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに	事業内容の分かる資料(総会資料等)	年度末	事業報告書及び決算書	
防犯カメラ設置費補助金	市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。	防犯ボランティア団体、自治会、学校PTA及びこれらに準じる団体	補助対象者が行う、地域の安心・安全と犯罪の未然防止を図るための防犯カメラの整備に係る事業	(補助対象経費) 防犯カメラ購入及び設置に係る経費 (補助額) 補助対象経費に100分の50を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、100,000円を上限とする。	事業実施前	1 見積書の写し 2 防犯カメラの仕様書/カタログ 3 設置予定箇所図 4 設置場所の現況写真	事業終了後、速やかに	1 領収書の写し 2 防犯カメラ設置後の現況写真 3 防犯カメラで撮影した画像	詳細については、「天草市防犯カメラ設置費補助金交付要領」に基づく。

■ 男女共同参画課

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
人権擁護委員協議会運営費	基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及及び高揚を図る。	天草人権擁護委員協議会(以下この項において「協議会」という。)	人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第17条第1項に規定する任務を遂行するために要する協議会の運営	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 前年の9月末日における市の住民基本台帳人口(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号))に5円を乗じて得た額と市の人権擁護委員数に10,000円を乗じて得た額の合計額以内とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに	天草人権擁護委員協議会会則	年度末		
男女共同参画リーダー育成補助金	男女共同参画の研修に意欲を持って参加する市民に対し、研修費用の一部を補助することで、地域の核となるリーダー(人材)を育成する。	男女共同参画の研修に意欲を持って参加する市民	1 県が主催する男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業 2 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 参加負担金及び旅費 (補助額) 補助対象経費の額(国又は県からの補助金等がある場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を差し引いた額)の2分の1以内とし、1人当たり50,000円を限度とする。	研修参加前	開催要項、参加決定が確認できる書類	事業終了後速やかに		
市民活動支援事業	公益団体の自立促進を図るとともに、市民及び市との協働のまちづくりを推進する。	次の全てに該当する団体 1 市内に事務所又は事務所機能を有する拠点があること。 2 団体の活動範囲に天草市が含まれること。 3 特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体にあつては、規約、会則等で団体の運営方法等が決まっており、会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。 4 5人以上で構成されている団体であること。	補助対象となる市民活動団体が行う事業(主に天草市内で実施されるものに限る。)で、次に掲げる事業を対象とする。 1 スタート事業 市民活動団体が、活動意欲の向上や基盤づくりのために行う公益的な事業 2 ジャンプアップ事業 1年以上活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う公益的な事業 (補助対象外事業) 1 先進地等の視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とする事業 2 事務所等の建設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる活動目的とする事業 3 団体の主たる活動とは関係ない物品販売、コンサート、発表会及び展示会等の事業	(補助対象経費) 1 人件費 2 報償費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費) 5 役務費(通信費、手数料、保険料) 6 材料費 7 使用料 11 その他(市長が必要と認める経費) (補助額) (1)補助対象経費の4分の3以内(2年目は2分の1以内)の額とし、予算の範囲内とする。人件費については、補助総額に2分の1を乗じて得た額以内とする。 (2)スタート事業は上限20万円、ジャンプアップ事業は上限150万円とする。 (補助回数) 1 団体に対し1会計年度1回限りとし、継続して行う場合は2年を限度として補助を受けることができる。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市市民活動支援事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
出会い応援事業	未婚の男女に対して、多様な視点から学ぶセミナーの開催や交流の場を提供し、お互いを尊重し交え合うパートナーづくりを支援することで、男女共同参画社会の実現に寄与する。	補助対象団体は、次の全てに該当する団体とする。ただし、宗教活動、政治活動、若しくは選挙活動を目的とする団体等、又は公益を害するおそれのある団体等は、補助金の交付の対象としない。 1 結婚のための活動を支援及び推進する団体 2 天草市内に事務所又は事務所機能を有する拠点がある団体 3 市内で活動し、かつ、3人以上で構成されている団体	1 補助対象事業は、20歳以上の独身男女に健全な出会いの機会を提供する講演会、イベント、交流会等(以下「交流イベント等」という。)とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 交流イベント等の参加者は、原則として10人以上とすること。 (2) 参加者の募集は、広域的に公募することとし、男女同数を目標に募集すること。 (3) 原則として、市内の施設や地域資源を活用し実施すること。 (4) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないことと認められる内容を含まないこと。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。 (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの (2) 他の制度による補助金等の交付を受けているもの (3) 交付決定時において既に事業に着手しているもの (4) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの (5) 主たる目的が営利事業と認められるもの (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの (7) その他市長が補助金を支出することにつき、不適当と認めるもの	(補助対象経費) 1 報償費 2 消耗品費 3 燃料費 4 印刷製本費 5 通信費 6 広告料 7 保険料 8 使用料及び賃借料 9 その他(市長が必要と認める経費) (補助額) 1回5万円を限度とし、1年度につき10万円を限度とする。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市出会い応援事業補助金交付要領」に基づく。
■ スポーツ振興課									
熊本県民体育祭出場補助	広く市民の間にスポーツを普及し、健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、豊かな市民生活の進展に寄与する。	(一社)天草市体育協会及び加盟する競技団体	1 熊本県民体育祭の出場に係る活動 2 熊本県民体育祭の出場に向けた選手強化に係る活動	(補助対象経費) 旅費、需用費、役員費、使用料又は賃借料、大会参加費及び選手強化費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
熊日駅伝大会補助	陸上競技者の育成及び強化並びに競技人口の底辺拡大の推進並びに見るスポーツを通して市民、スポーツの振興及び地域の活性化を図る。	熊日駅伝大会に出場する天草市チーム選手団及び(株)熊本日日新聞社	1 熊日駅伝大会出場に係る活動 2 熊日駅伝大会開催に係る活動	(補助対象経費) 旅費、需用費、役員費、使用料又は賃借料、大会参加費、選手強化費、負担金 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
スポーツ大会開催補助	スポーツ大会開催により、スポーツの振興と地域活性化を図る。	市内の住民もしくは(一社)天草市体育協会に加盟する競技団体が構成員となる実行委員会等	補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会開催事業	(補助対象経費) 1 報償費(謝金等) 2 旅費(交通費、宿泊費等) 3 需用費(消耗品費、印刷製本費等) 4 役員費(手数料、通信運搬費、保険料、広告料等) 5 使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通送料、駐車料等) 6 その他市長が適当と認めるもの ※食糧費(役員・審判・補助員用の弁当代お茶代除く。)、賞品代及び温泉使用料は対象外とする。 (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費総額のいずれか低い額の2分の1の額(その額が10万円を超えるときは、10万円)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、本市以外の団体等からの補助、協賛等により総事業費に不足が生じない場合は交付しない。	事業実施前	大会要項等	事業終了後1月以内	1 事業経費の領収書 2 開催事業実施状況写真 3 参加者名簿 4 大会成績	詳細については、「天草市スポーツ大会開催補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
スポーツ教室・スポーツ講習会開設補助	市民の競技力向上、スポーツ人口拡大、専門的指導者及びスポーツクラブ育成補助	(一社)天草市体育協会及び加盟する競技団体	補助対象者が実施するスポーツ教室又はスポーツ講習会の開催に係る経費	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 開催資料等実績がわかるもの	
総合型地域スポーツクラブ活動補助	地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを育成することで、生涯スポーツ社会の実現を図る。	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブが行う活動	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	実施要項等	年度末	1 事業経費の実績がわかるもの 2 活動状況写真	
マラソン大会等開催補助	マラソン大会等の開催により、交流人口の増加及び地域の活性化並びに青少年健全育成を図る。	各大会実行委員会	天草で開催される次のマラソン大会等の運営費 (1) 烏峠パノラマウォーク (2) 倉岳えびすマラソン大会	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
天草宝島国際トライアスロン大会開催補助	交流人口の増加と地域の活性化及び国際交流と競技力の向上に寄与する。	天草宝島国際トライアスロン大会実行委員会	天草宝島国際トライアスロン大会の開催に係る運営費	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
天草市体育協会運営費	(一社)天草市体育協会の運営を支援することで、社会体育の振興を図る。	(一社)天草市体育協会	(一社)天草市体育協会の運営費	(補助対象経費) 事務局の運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	総会資料	年度末	事業経費の実績がわかるもの	
トップアスリート育成事業	スポーツの国際大会等への出場を目指す本市出身選手の競技力向上と併せてスポーツ選手の指導者養成を図る。	(一社)天草市体育協会	(一社)天草市体育協会が選考した指定選手及び指導者育成の活動	(補助対象経費) (1) 旅費(交通費、宿泊費等) (2) 需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等) (3) 役員費(通信運搬費、保険料、手数料等) (4) 使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通行料・駐車料等) (5) 負担金(受講料等) (6) 大会参加費 (7) 選手強化費 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの (補助額) (一社)天草市体育協会が補助する額の1/2とし、1人当たり上限を5万円とする。	事業実施前	対象者名簿等	3月31日	1 事業経費の領収証 2 大会、強化練習会及び講習会等の資料	詳細については「天草市トップアスリート育成事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
スポーツステップアップ支援補助	本市において普及していないスポーツを対象に、競技の定着と普及振興を図り、地域活性化につなげる。	1 本市において競技人口が少なく、市民に広く普及していない競技を行う者で構成するスポーツ団体。 2 その他、市長が特に認めるスポーツ団体。	1 天草市民に定着していないスポーツ定着化の取組み 2 市民の健康づくりを促進する取組み 3 障がいを持つ人が参加できるスポーツの取組み 4 天草の海洋資源等を活用したスポーツの取組み 5 市外から訪れる人との交流につながるスポーツの取組み 6 地域産業と連携したスポーツの取組み 7 スポーツを活かした青少年育成につながる取組み 8 スポーツを活かした天草の自然環境保全につながる取組み 9 上記のほか、地域の特色を活かした先進的なスポーツの取組み	(補助対象経費) 対象事業に直接要する経費。 (補助率及び補助限度額) 1 補助率 基準補助率 50% ※補助対象事業実施項目3項目さらに補助対象事業項目を1項目実施する毎に5%加算し上限を80%とする。 2 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。 補助金限度額 1年目:500千円、2年目:350千円、3年目:150千円。 ただし、対象事業において、出場選手または参加者が100人を超えるスポーツの競技会、若しくはスポーツ大会を開催する場合には、1年目:750千円、2年目:500千円、3年目:250千円 (補助期間) 3年を限度。	事業実施前	スポーツステップアップ支援事業計画書	事業終了後速やかに	1 スポーツステップアップ支援事業報告書 2 事業の経過・成果を証する書類等	詳細については、「スポーツステップアップ支援補助金交付要領」に基づく。
御所浦地域社会体育クラブ移動支援事業	御所浦地域振興策の一環として、児童の社会体育クラブ選択の機会を保障する。	保護者会	御所浦地域内の社会体育クラブへの児童送迎のため定期船又は海上タクシーを利用する事業	(補助対象経費及び補助額) 御所浦地域内の社会体育クラブへの児童送迎のため利用した定期船及び海上タクシー料金をとする。ただし、1便当たりの海上タクシーの料金は5,500円を上限とする。	事業実施前	活動計画書	事業終了後速やかに	1 定期船及び海上タクシーの運航日、寄港地、利用者数等の実績が分かる書類 2 交付要領第6条に掲げる補助対象経費の支払いを証明する書類 3 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	詳細については、「御所浦地域社会体育クラブ移動支援補助金交付要領」に基づく。
天草市スタンドアップパドルボード用具購入補助	スタンドアップパドルボードの普及・促進によるマリンスポーツの振興に寄与する。	天草スタンドアップパドルボード協会	天草スタンドアップパドルボード協会が、市内で実施するスタンドアップパドルボードの普及に資する事業に必要なスタンドアップパドルボード用具を購入するための経費	(補助対象経費) 1 備品費 2 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	用具購入計画書(明細がわかるもの)	事業終了後速やかに	1 事業経費の領収証 2 用具導入時の写真等	詳細については、「スタンドアップパドルボード用具購入補助金交付要領」に基づく。
■ 健康福祉政策課									
天草市ヘリ救急搬送支援事業	交通費補助を行うことにより、帰院の際の交通手段の確保及び医師不在時間の短縮を図る。	救急搬送の際、海上保安庁ヘリ等に搭乗する医師が所属する医療機関	海上保安庁ヘリ及び防災消防ヘリ、並びに陸上自衛隊ヘリ(以下、「海上保安庁ヘリ等」という。)による救急搬送へ医師が搭乗した際の帰院に係る交通費を補助	海上保安庁ヘリ等に搭乗した医師が、搬送先病院から搬送元病院まで帰院する際の交通費(実費)の全額	事業終了後速やかに	領収書又はその写し	—	—	詳細については、「天草市ヘリ救急搬送支援事業補助金交付要領」に基づく。
福祉基金助成金交付事業	創意及び工夫を凝らした自主的な福祉活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	民間団体、企業及び住民組織	補助対象者が行う、自主的な福祉活動で次に掲げる事業 1 ボランティア活動の促進に寄与する事業 2 高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業 3 障がい者の社会参加及び自立促進に寄与する事業 4 児童福祉の向上に寄与する事業 5 上記に掲げるもののほか、地域福祉の増進に寄与する事業	(補助対象経費) 報酬、報償費、旅費、需用費(懇親会経費等の食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費 ただし、福祉基金事業を実施することにより得られる収入で支出できる費用は除く。 (助成金の額) 1 対象経費の2分の1以内の額とし、500,000円を限度とする。 2 1により難しい事業の性格上、特別な事情がある場合は定額補助とし、300,000円を限度とする。 3 市長が特に必要と認める場合は、500,000円を超えて交付することができる。	事業実施前(9月末日まで)	1 定款、寄附行為、規約又は会則 2 役員名簿又は会員名簿 3 従前から実施している事業内容がわかる資料 4 申請事業の詳細がわかる資料	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 成果物の写真、パンフレット等実績のわかるもの 2 領収書等支払いを証明する書類	詳細については、「天草市福祉基金助成金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
あまくさメディカルネットワーク端末機器整備事業	あまくさメディカルネットワークで使用する機器の整備を促進し、天草地域における医師確保、医療機関の連携強化及び地域医療の充実にを図る。	天草郡市医師会	あまくさメディカルネットワークの支援に関する協定書に基づき、参加医療機関があまくさメディカルネットワークで使用する機器の購入等に係る経費	(補助対象経費) 1 天草市内に所在する医療機関で新たにあまくさメディカルネットワークに参加する医療機関において、当該医療機関内に設置する機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の購入費 2 一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター(「天草地域医療センター」という。)において、健康診断等の情報を関係医療機関に送信するシステムを導入する際に使用する機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の購入費 3 天草地域医療センターに設置する診療情報活用システム及び医療連携システムに必要な機器(ハード、ソフト)の更新費 4 天草市内に所在する医療機関で既にあまくさメディカルネットワークに参加している医療機関において、当該医療機関内に設置している機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の更新費 (補助額) 上記1及び2 補助対象経費の全額(1医療機関あたりの上限231千円)とする。 上記3及び4 予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前	1 機器を設置する医療機関名及び配備台数一覧 2 機器購入等見積書	事業終了後速やかに	1 機器配備完了を確認する書類 2 機器購入等契約書等の写し 3 機器購入等に係る経費の額を確認する書類	詳細については、「あまくさメディカルネットワーク端末機器整備事業補助金交付要領」に基づく。
看護師等確保対策事業	市内の医療機関等において不足している看護師等を確保し、地域医療の向上及び地域包括ケアシステムの推進を図る。 ※看護師等とは医療機関等において雇用する有資格者をいう。	市内の医療機関等及び支援団体 ※医療機関等とは病院、診療所、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定める事業所をいう。 ※支援団体とは医師会、看護協会、特別養護老人ホーム連絡協議会、介護老人保健施設事業所協議会、居宅介護支援事業者連絡協議会及び介護サービス事業所連絡協議会をいう。	次に掲げる看護師等の確保対策に係る経費に対する補助事業とする。ただし、同一補助対象者の申請は年度1回とする。 1 補助対象者が他の機関が実施する就職説明会へ参加する際に係る経費 2 補助対象者が行うWebサイトへの広告掲載等に係る経費 3 補助対象者が合同で実施する就職説明会、研修会等(共催も含む)に係る経費 4 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金(他の機関が実施する就職説明会への参加経費)等) (補助額) 1、2 対象費用の3分の1の額(上限20万円) 3、4 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施内容が確認できる書類(実施要項等)	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 事業経費実績のわかるもの 2 事業状況写真	詳細については、「天草市看護師等確保対策事業補助金交付要領」に基づく。
医師確保支援事業	補助対象者が行う医師確保に係る費用の支援を行うことにより、地域医療体制の安定を図る。	市内の医療機関(市立病院を除く)のうち、地域周産期中核病院又は救急告示病院の指定を受けた医療機関	補助対象者が慢性的に継続する医師不足を解消するため、次に掲げる診療科の医師を非常勤医師として、他の医療機関から招へいするための旅費に対する補助事業とする。(産婦人科及び小児科については、地域周産期中核病院に限る。) (1)産婦人科 (2)小児科 (3)麻酔科	(補助対象経費) 補助対象者が招へいする医師が勤務する医療機関と当該補助対象医療機関との間を移動するために必要なタクシー借上料、車賃、航空運賃等 (補助金の額) 年間に要する補助対象経費の2分の1の額とする。	事業実施前	1 補助対象医師が招へい元の医療機関の該当診療科に勤務していることを証明する書類 2 年間勤務予定表 3 1往復あたりの旅費所要見込額を確認する書類	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 補助対象医師の勤務実績を証明する書類 2 補助対象者が支出した補助対象医師に係る旅費相当額の支出状況を確認する書類	詳細については、「天草市医師確保支援事業補助金交付要領」に基づく。
単位民生委員児童委員協議会運営費	民生委員及び児童委員の活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	天草市の区域ごとに組織する単位民生委員児童委員協議会	1 民生委員児童委員協議会活動の推進 2 民生委員児童委員の研修	(補助対象経費) 報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助金及び交付金 (補助額) 1 191,000円 + 5,400円 × 委員数 2 50,000円 + 6,800円 × 委員数 1及び2の算定基準により算出した額を基に予算の範囲内で市長が定める額	5月31日		年度末		
ボランティア活動推進事業	社会福祉協議会が行うボランティア活動事業を支援し、市民のボランティア活動の育成を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	社会福祉協議会が行うボランティア活動事業で次に掲げる事業 (1)天草市ボランティアセンターの運営費 (2)協議会が定めるボランティア活動推進事業助成金交付要項及びボランティア協賛校事業助成金交付要項に基づき実施する助成に要する経費	(補助対象経費) 1 天草市ボランティアセンターの運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 天草社会福祉協議会が実施する助成に要する経費(実際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	5月31日		翌年度の4月30日		詳細については、「天草市ボランティア活動推進事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
原爆被害者の会運営費	原水爆禁止運動の浸透及び原爆被害者の健康管理を図る。	天草市原爆被害者の会	1 原水爆禁止の講習会及び研修会の開催 2 原爆被害者の健康診断の実施 3 天草市原爆死没者慰霊式典の実施	(補助対象経費) 報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助金及び交付金 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
遺族会運営費	戦没者遺族の福祉の向上を図る。	1 天草遺族連合会 2 天草市の区域ごとに組織する遺族会	1 熊本県遺族連合会が実施する熊本県戦没者追悼式参列事業 2 その他当該団体の活動	(補助対象経費) 会議費、事務費及び事業費 (補助額) 1 天草遺族連合会への熊本県戦没者追悼式に出席する際のバス代等に対する補助額は、150,000円を上限とする。 2 その他当該団体の活動補助事業については、補助対象経費の3分の1以内の額とし予算の範囲内で市長が定める額	6月30日		年度末		
社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	社会福祉協議会の運営	(補助対象経費) 社会福祉協議会の職員の人件費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	4月30日		年度末		詳細については、「天草市社会福祉協議会補助金交付要領」に基づく。
■ 福祉課									
障がい者福祉サービス施設通所支援事業	御所浦地域住民の負担軽減及び障がい者(児)支援の充実を図る。	御所浦町から障がい者福祉サービス施設を利用する障がい者(児)及び付添者	御所浦地域に居住する障がい者(児)が、島外の社会福祉施設等に通所する際に負担する船賃を助成する事業	通所の利用1回につき1,110円(御所浦地域と本渡港を結ぶ航路を利用した場合にあっては1,720円)を上限とする。	翌年度の4月10日(その日が休日となる場合は、その日以降に到来する休日でない最初の日)	1 市が発行する福祉サービス受給者証又は通所受給者証の写し 2 船賃に係る領収書	—		詳細については、「天草市障がい者福祉サービス施設通所支援事業実施要領」に基づく。
障がい福祉団体運営費	障がい者の社会参加の促進と福祉の向上を図る。	1 天草市身体障害者福祉協議会 2 天草市視力障害者福祉協会 3 天草市聴覚障害者福祉協会 4 天草市地域精神障害者家族会 5 白い雲の会 6 天草小鳩会 7 ひだまりの会 8 その他市長が必要と認める障がい福祉団体(以下この項においてこれらを総称して「団体」という。)	1 団体の運営補助事業 2 団体が実施する事業(障がい者の福祉の増進を図る事業に限る。) 3 その他市長が特に必要があると認める経費	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
住居確保給付金	離職により住居を喪失した者等の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。	次の要件のいずれにも該当する者 (1) 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある (2) 申請日に65歳未満で、離職等の日から2年以内である (3) 離職前に、主たる生計維持者であった (4) 世帯の収入の合計額が一定以下である (5) 世帯の預貯金の合計額が一定以下である	離職者であつて就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施する。	下記の限度額を上限として、月ごとに支給する。ただし、月の世帯の収入が下記の基準額を超える者については、調整された金額を支給する。 (限度額) 単身世帯 33,000円/月 2人世帯 40,000円/月 3人～5人世帯 43,000円/月 (基準額) 単身世帯 78,000円/月 2人世帯 115,000円/月 3人～5人世帯 139,000～185,000円/月 ※支給期間は、6月を限度とする。 ※支給方法は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に口座振替の方法による。	年度末	1 住宅確保給付金給付申請書 2 本人確認書類 3 離職後2年以内であることが確認できる書類 4 世帯員の収入が確認できる書類 5 世帯員の金融機関の通帳等	受給開始後の毎月月末	求職活動報告書	詳細については、「熊本県住宅確保給付金事業実施要領」に基づく。
障がい者福祉施設整備等補助	障がいのある方が身近なところで安心してサービスを受けられるようにするため、障がい者支援事業を開始(事業拡大するための移転を含む)する事業者を支援する。	1又は2のどちらかに該当するもの 1. 事業所が少ない地域において、障がい者支援事業を開始後、1年以内の事業者(社会福祉法人等) 2. 児童発達支援センター及び児童発達支援センターの指定を受けるため整備を必要とする事業者	障がい者支援事業を開始するためにかかる経費(改修・設備・備品等)。ただし、総事業費は500万円未満とする。	対象経費の2分の1以内の額とする。	事業実施前	事業計画書 収支予算書 建物の配置図、平面図 見積書	事業の完了の日から起算して、30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	事業実績書 収支決算書 建物の配置図、平面図及び竣工写真 契約書(請書)の写 領収書又は請求書の写	詳細については、「天草市障がい者福祉施設整備等補助金交付要領」に基づく。
■ 子育て支援課									
保育環境改善等事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 障害児受入促進事業 2 保育補助者雇上強化事業 3 保育体制強化事業 4 安全対策事業(新型コロナウイルス感染症対策として行う事業)	(補助対象経費) 1 障害児受入促進事業 保育所等で障がい児の受入促進事業を実施するために必要な改修費等 2 保育補助者雇上強化事業 保育補助者等の雇上のために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役員費、委託料等 3 保育体制強化事業 保育支援者の配置に要する費用 4 安全対策事業(新型コロナウイルス感染症対策として行う事業) 新型コロナウイルス感染症対策のために必要なマスク、消毒液等 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要領」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。雇上強化事業を実施する私立幼稚園については、天草市幼稚園業務補助者雇上補助金交付要領による額とする。	事業実施前	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要領」、 「熊本県健康福祉補助金等交付要領」及び「天草市幼稚園業務補助者雇上補助金交付要領」に基づく。
放課後児童健全育成事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 放課後児童クラブ環境整備事業(放課後児童クラブの施設整備備品購入等に係る費用を補助) 2 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブの障がい児受入れ、利用者の送迎、小規模クラブ運営等に係る費用を補助) 3 放課後児童クラブ処遇改善事業(放課後児童支援員等の処遇改善等に係る費用を補助) 4 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入推進事業 5 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	(補助対象経費) 国が定める「放課後児童健全育成事業実施要領」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要領」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要領」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については「子ども・子育て支援交付金要領」、「子ども・子育て支援整備交付金交付要領」及び「熊本県健康福祉補助金等交付要領」に基づく。
			6 子ども・子育て支援整備交付金整備事業(放課後児童クラブの創設、改築、及び修繕等の整備に係る費用を補助)	(補助対象経費) 国が定める「子ども・子育て支援整備交付金交付要領」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援整備交付金交付要領」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。	事業実施前	1 設計書 2 平面図・立面図 3 見積書 4 工事着工前写真			

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 延長保育事業(保育所の開所時間の前後に入所児童を預かる費用を補助) 2 一時預かり事業(家庭内保育中の子どもを一時的に保育所で預かる費用や、幼稚園終了後に入園児等を幼稚園で預かる費用を補助) 3 病後児保育事業(病気の回復期で保育が必要な子どもを一時的に保育所等で預かる費用を補助) 4 子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業に係る新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	(補助対象経費) 国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「子ども・子育て支援交付金要綱」、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」及び「熊本県健康福祉補助金等交付要綱」に基づく。
障害児保育事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 障害児保育事業(保育所での障害児受入に係る費用を補助) 2 軽度障害児保育事業(保育所での軽度障害児受入に係る費用を補助)	(補助対象経費) 障がい児の保育に必要な加配職員の雇用に要する費用 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。 (基準額) 1 障害児保育事業 110,000円×各月初日現在の障害児数×入所月数 2 軽度障害児保育事業 55,000円×各月初日現在の障害児数×入所月数	2月末日	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	補助金実績精算書	詳細については、「天草市障害児保育事業補助金交付要領」に基づく。
保育所地域活動事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業 3 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時、午前中から小学校低学年児童の受入れに関する事業	(補助対象経費) 育児講座、食育等の開催及び小学校低学年児童受入れの事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。 (基準額) 1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 1箇所上限200,000円(育児講座開催回数:5回未満 10万円、5回以上 20万円) 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業 1箇所500,000円 3 令和2年3月2日から春休みの前日までの平日に小学校の臨時休業中の開始時間から通常開始時間までに係る利用料相当額	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	
天草市保育所連盟補助	保育所職員の資質の向上を図る。	天草市保育所連盟	1 保育事業の充実発展に関する事業 2 連盟の会員及び保育所の職員の資質向上に関する事業 3 連盟の会員相互の親睦に関する事業 4 共同事業の企画運営 5 関係諸団体との連絡及び協議	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
児童環境づくり基盤整備事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 児童福祉施設併設型民間児童館事業(民間児童館の運営に係る費用を補助) 2 地域組織活動育成事業(母親クラブの活動に係る費用を補助)	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	
私立保育園等整備事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	認可保育所等の創設、改築及び修繕等の整備を行う事業	(補助対象経費) 国が定める「保育所等整備交付金交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 補助金の額は、私立保育園等の整備等に要する費用の4分の3以内の額とし、予算の範囲内で交付する	事業実施前	1 設計書 2 平面図・立面図 3 見積書 4 工事着工前写真	事業終了後1月以内	1 請負契約書の写し 2 工事完了届 3 工事完了写真 4 工事の完了を確認するための検査済証の写し 5 継続事業の場合は、出来高を確認できる書類・写真	詳細については、国が定める「保育所等整備交付金交付要綱」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
親子ふれあい事業	児童・生徒の家庭生活での健全な生活維持及びひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	ひとり親世帯の親子を対象として、社会福祉協議会が実施する親子ふれあい事業にかかる費用を補助。	(補助対象経費) バス賃借料(バス借上料、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代等) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業開催日の1月前		事業終了後1月以内		
子ども医療費助成事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の保護者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、市の住民基本台帳に登録されている者。 (2) 子どもが進学等の理由による転出で他市の住民基本台帳に登録されている場合であって、当該子どもを社会保険各法の被扶養者としている者。 (3) 子どもが進学等の理由による転出で他市の住民基本台帳に登録されている場合であって、当該子どもが他市の子ども医療の助成を受けていない者。	天草市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第130号)第2条に定義する医療費の一部負担金に対する助成	(補助対象経費) 子ども医療費の一部負担金 (補助額) 天草市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第130号)に準じて補助する。	診療月の翌月から1年	1 子ども医療費の一部負担金領収書の原本 2 子どもの健康保険証の写し 3 一部負担金助成額を振り込む保護者の口座の写し			詳細については、「天草市子ども医療費助成事業実施要領」に基づく。
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業	子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の給付措置として未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を給付することにより、未婚のひとり親に対する適切な配慮を行う。	児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親である者	令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける未婚の父又は母に対し、臨時・特別給付金を支給する。 基準日:令和元年10月31日	(給付額) 対象児童の人数に関わらず、未婚の児童扶養手当支給対象者1人につき一律17,500円を支給する。	令和元年8月1日～令和2年2月1日まで	1 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書 2 婚姻歴がないことを確認できる戸籍等	-	-	
幼児教育支援体制整備事業(私立幼稚園)	幼稚園の幼児教育の緊急環境整備に對して補助を行い、幼児教育の向上を図る。	1 市の区域内にある私立幼稚園	1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)	(補助対象経費) 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策として行う事業) 新型コロナウイルス感染症対策のために必要なマスク、消毒液等 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「教育支援体制整備事業費交付金実施要領」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。雇上強化事業を実施する私立幼稚園については、天草市幼稚園業務補助者雇上補助金交付要領による額とする。	事業実施前	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	

■ 高齢者支援課

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
高齢者福祉関係団体運営費	高齢者福祉の増進を図る。	1 天草市老人クラブ連合会 2 公益社団法人天草市シルバー人材センター 3 その他市長が必要と認める高齢者福祉関係団体	1 補助対象となる高齢者福祉関係団体の運営に要する経費 2 高齢者福祉関係団体を実施する高齢者の福祉の増進を図る事業に要する経費 3 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 1 市町村老人クラブ活動推進事業補助金事務取扱要領に定める経費 2 高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要領に定める経費及び牛深支部の運営に要する経費 3 市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	規約、定款、会則その他の補助事業等に係る重要な諸規定	事業終了後速やかに		詳細については、 1 市町村老人クラブ活動推進事業補助金事務取扱要領に基づく。 2 高齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金交付要領に基づく。
介護職員研修受講支援事業	介護及び福祉従事者の人材確保によるサービスの安定供給を図る。	介護職員初任者研修を修了した者で、市内の介護保険及び障害福祉サービス事業所に就業している者	介護職員初任者研修課程を修了し、かつ、市内の介護保険及び障害福祉サービス事業所に就業する者に対し、研修課程の受講に要した費用(受講料及び教材費)の支援を行う。	(補助対象経費) 研修課程の受講に要した費用(受講料及び教材費) (補助金の額) 補助対象経費と補助限度額50,000円とを比較して、低い方の額を補助する。	市長が別に定める期日	1 研修実施者が発行する受講料等の領収書又は受領を証明する書類 2 研修実施者が発行する修了証明書の写し 3 市税に滞納がない旨を証明する書類	介護職員及び生活支援員として継続して3カ月以上就業した日が属する月の末日	介護保険及び障害福祉サービス事業所が発行する就業証明書	詳細については、「天草市介護職員研修受講支援事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
公的介護施設等整備費補助	地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業の推進を図る。	地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型通所介護事業所等の整備を行う社会福祉法人等	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づき行う、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備費等助成事業	(補助対象経費) 国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」に定める経費 (補助額) 国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき算定した額とし、予算の範囲内の額	事業実施前	1 経費所要額調書 2 見積書の写し	事業の完了日から起算して1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日	事業実施を証明する書類(契約書、領収書の写し等)	詳細については、国が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」及び「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」に基づく。
		地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う社会福祉法人、介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備を行う医療法人等	市町村整備計画に基づき行う、施設及び設備等の整備費等助成事業	(補助対象経費) 熊本県健康福祉補助金等交付要項(熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金)に定める経費 (補助額) 熊本県健康福祉補助金等交付要項(熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金)に基づき算定した額	事業実施前	開設予定施設の場所を示す地図	事業の完了日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日	事業実施を証明する書類(契約書、領収書、検査済証の写し、建物平面図、写真等)	詳細については、「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要項」に基づく。
施設開設準備経費助成特別対策事業	介護関係施設の円滑な開設により、介護福祉の充実を図る。	地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う社会福祉法人、介護療養型医療施設等の転換整備を行う医療法人等	市町村整備計画に基づき行う新設、増床、転換等の施設開設準備経費	(補助対象経費) 熊本県健康福祉補助金等交付要項(熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金)に定める経費 (補助額) 熊本県健康福祉補助金等交付要項(熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金)に基づき算定した額	事業実施前	開設予定施設の場所を示す地図	事業の完了日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日	事業実施を証明する書類(契約書、領収書の写し等)	詳細については、「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金交付要項」に基づく。
■ 健康増進課									
天草地域病院群輪番制病院運営事業	休日及び夜間における診療体制を確保する。	県保健医療計画における天草二次救急医療施設	病院群輪番制病院の運営	(補助対象経費) 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) (補助額) 対象経費の実支出額と基準額(7,780円×病院の診療日数(内科・外科別合計)のいずれか少ない方の額	年度開始後速やかに	事業支出計画明細書	年度末	1 実績明細書 2 患者数調べ	
妊婦健康診査助成事業	妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図る。	本市に住所を有し、かつ、妊娠の届出を行った者で、指定医療機関以外で妊婦健診を受けたもの	母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、妊婦に対して実施する健康診査(以下「妊婦健診」という。)に要する費用の助成	(補助対象経費及び補助額) 妊婦健診に要した費用とし、その費用が次の助成限度額を超えときは、当該助成限度額とする。 (助成限度額) 1回20,590円、2回5,060円、3回7,530円、4回7,530円、5回5,060円、6回7,530円、7回5,060円、8回7,930円、9回5,060円、10回7,710円、11回6,680円、12回7,530円、13回5,060円、14回5,060円 ※1回20,590円のうち2,210円は、早産予防事業の膈分泌物細菌検査とする。	妊婦健診終了後6月以内	1 妊婦健康診査受診票 2 妊婦健診に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 母子健康手帳の写し	—		詳細については、「天草市妊婦健康診査助成事業実施要領」に基づく。
離島妊婦健康診査等支援事業	産婦人科医療施設のない離島地域における妊婦等の経済的負担を軽減し、妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図る。	横浦島、牧島、御所浦島及び横島に住所を有する者で、妊娠の届出を行ったもの又は乳幼児健康診査を受ける乳幼児の保護者	市が交付する妊婦健康診査受診票を用いて受診する妊婦健康診査及び出産のための通院又は入院、産婦健康診査並びに乳幼児健康診査(以下「妊婦健診等」という。)の際に負担する船賃の助成	(補助対象経費) 離島から妊婦健康診査及び出産、産婦健康診査並びに乳幼児健康診査のために往復する船代(定期船、海上タクシーなど) (補助額) 妊婦健診等1回につき1,100円を上限とする。	妊婦健診等終了後6月以内	1 船賃に係る領収書の写し 2 母子健康手帳の写し	—		詳細については、「天草市離島妊婦健康診査等支援事業実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
不妊治療費助成事業	妊娠を希望する夫婦の経済的負担の軽減を図る。	次の全ての要件を満たす者 (1) 夫婦のいずれか一方が1年以上前から引き続き天草市において住民基本台帳に記載されていること。 (2) 同一治療期間に他市町村の助成を受けていないこと。 (3) 夫婦の属する世帯全員が市税を滞納していないこと。 (4) 熊本県特定不妊治療助成事業(以下この項において「県事業」という。)に基づき承認を受けた者であること。	【特定不妊治療費助成】 妊娠を希望する夫婦が行う特定不妊治療(体外受精又は顕微受精をいう。以下同じ。)に要する費用の助成	(補助対象経費) 熊本県の特定不妊治療費助成事業で承認された治療費から県助成金を控除した額 (補助額) 特定不妊治療に係る自己負担額から県事業による助成金の額を控除した額とし、県事業の助成額に応じて次のとおり限度額を設ける。 ○県事業の助成額が150,000円から450,000円の場合、限度額100,000円 ○県事業の助成額が75,000円の場合、限度額50,000円	県事業の承認を受けた日から6月以内	1 熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書の写し 2 特定不妊治療費助成事業受診等証明書 3 特定不妊治療に係る領収書の写し 4 世帯全員の滞納のない証明書	-	-	詳細については、「天草市不妊治療費助成事業実施要領」に基づく。
		次の全ての要件を満たす者 上記(1)～(3) (4) 治療時の妻の年齢が40歳未満であること。 (5) 夫婦のいずれか一方が指定医療機関の医師に不妊症と診断されていること。	【人工授精治療費助成】 妊娠を希望する夫婦が行う人工授精治療に要する費用の助成	(補助対象経費) 一般不妊治療である人工授精治療に要する費用 (補助額) 1回の治療につき10,000円を上限とし、1年度につき6回までとする。	4月から翌年2月診療分について、診療を受けた日の属する年度の末日まで	1 天草市一般不妊治療費助成事業受診等証明書 2 人工授精に係る領収書の写し 3 夫婦であることを証明する書類 4 世帯全員の滞納のない証明書	-	-	詳細については、「天草市不妊治療費助成事業実施要領」に基づく。
新生児検査費助成事業	新生児検査の普及啓発を進め、新生児の障がい等の早期発見と早期支援を図る。	本市に住所を有し、かつ、新生児検査を受けた新生児の保護者	新生児聴覚検査又は新生児マス・スクリーニング検査に要する費用	(補助対象経費) 1 新生児聴覚検査 ・自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)に要する費用 2 新生児マス・スクリーニング検査 ・熊本県が実施する先天性代謝異常等検査の採血に要する費用 ・一般社団法人日本小児先進治療協議会が実施するライソゾーム病検査に要する費用 (補助限度額) 1 5,000円を上限に助成 2 5,000円を上限に助成	(指定医療機関の場合) 検査を行った日の属する月の翌月10日まで(ただし、検査結果が判明していない場合は、翌々月の10日まで) (指定医療機関以外の場合) 新生児検査終了後6月以内	(指定医療機関の場合) 1 新生児検査受診票 2 委任払い申請書 (指定医療機関以外の場合) 1 新生児検査受診票 2 新生児検査に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 母子健康手帳の写し	-	-	詳細については、「天草市新生児検査費助成事業実施要領」に基づく。
早産予防事業	妊娠初期における妊婦に対して実施する産分分泌物細菌検査及び歯科健康診査に要する費用を助成することにより、妊婦の感染症(絨膜羊膜炎及び歯周病)を早期に発見し、それらを要因とした早産による低体重児の出生を減少させることを目的とする。	本市に住所を有し、かつ、母子保健法第15条の規定による妊婦の届出を行った者	妊婦健康診査1回目の産分分泌物細菌検査及び妊婦の歯科健康診査に要する費用の助成	(補助対象経費) 妊婦健康診査1回目の産分分泌物細菌検査の費用及び妊婦の歯科健康診査に要する費用 (補助額) (1) 妊婦健康診査における産分分泌物細菌検査2,210円 (2) 妊婦歯科健康診査4,400円 (1)及び(2)の金額を上限に助成する。	検査終了後6ヶ月以内	(1)妊婦歯科健康診査の結果が記載された受診票(2)歯科健康診査に要した費用の領収書の写し又は支払証明書(3)母子健康手帳の写し(4)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類	-	-	詳細については、「天草市早産予防対策事業実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
産婦健康診査費助成事業	産婦の産後うつ、新生児への虐待予防、健康管理及び母子保健の増進を図る。	本市に住所を有し、かつ、妊娠の届出を行った者で、産婦健診を受けたもの	母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、産婦に対して実施する健康診査(以下「産婦健診」という。)に要する費用の助成	(補助対象経費及び補助額)産婦健診に要した費用とし、その費用が1回5,000円の助成限度額(ただし、多胎児の場合2人目以降2,500円を加算する)を超えるときは、当該助成限度額とする。1回目は産後2週間、2回目は産後1か月とし、2回分を助成対象とする。	(指定医療機関の場合)検査を行った日の属する月の翌月10日まで(指定医療機関以外の場合)産婦健診終了後6月以内	(指定医療機関の場合)1 産婦健康診査受診票2 委任状申請書3 問診票(指定医療機関以外の場合)1 産婦健康診査受診票2 産婦健診に要した費用の領収書の写し又は支払証明書3 問診票4 母子健康手帳の写し	-	-	詳細については、「天草市産婦健康診査費助成事業実施要領」に基づく。
■ 市民環境課									
住宅用太陽光発電システム等設置推進事業	環境問題についての市民意識の高揚に努め、低炭素社会の実現を目指すとともに、新エネルギーを積極的に利活用した環境にやさしいまちづくりを進める。	市内にある既存の住宅(店舗などの併用住宅を含む)もしくは新築の住宅に対象システムを設置する人、または同システムが設置してある建売住宅を購入する人で、これらの住宅に居住する人。ただし、単身赴任等のやむを得ない事由により、実績報告書の提出日において対象システムを設置した住宅に住所を有しない者は、自らと同一生計にある者が同居住宅に居住していること。	次の要件を満たす事業 【住宅用太陽光発電システム設置事業】 (1)太陽電池出力が2kW以上であること (2)屋根、屋上、地上等(以下、「屋根等」という。)に設置する太陽電池モジュールで発電した電気が、住宅(店舗との併用住宅を含む。)において消費され、連系する低圧配電線に余剰の電気が逆流されること。 (3)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条の規定による10kW未満(増設の場合は既設分を含む)の太陽光発電設備の認定を受けたもの。 (4)未使用品であること(中古は対象外)。 【蓄電システム設置事業】 (1)蓄電容量が2kWh以上であること。 (2)国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が認めたもの、又は市長がそれと同等と認めたもの。 (3)住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの。 (4)未使用品であること(中古は対象外)。	(補助対象経費) 補助対象システムを構成する機器等の設置に係る費用 (補助額) 【太陽光発電システム】 1件あたり50,000円。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、100,000円とする。 【蓄電システム】 1件あたり50,000円。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、100,000円とする。	3月10日までの開庁日 (事業実施前)	要領の規定による必要書類	年度末	要領の規定による必要書類	詳細については「天草市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要領」に基づく。
テレビ共同受信施設改修等事業	テレビ受信のための共聴組合における受信施設において、老朽化による大規模な施設更新や落雷等の自然災害における大規模な改修等に対し、補助を行うことによりテレビ放送の継続視聴を可能とする。	自主共聴施設組合 NHK共聴施設組合	1 共聴施設の経年による老朽化、自然災害等により改修等を行うための経費 2 NHK共聴施設の光化改修を目的とし、組合が負担する経費	(補助対象経費) 共聴施設の改修等に要する経費で、組合員1戸当たりの負担額が3万円を超えるもの (補助額) 1 自主共聴施設 総事業費から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1 2 NHK共聴施設 総事業費のうち共聴組合が負担すべき額から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)	事業実施前 ただし、特別な事情がある場合に限り、事情による事業実施後の申請も可	1 見積書 2 組合規約 3 組合員名簿 4 位置図、見取図 5 線路図面	事業終了後速やかに	1 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し 2 線路図面(改修状況の分かるもの) 3 施設等の完成写真 4 工事請負契約書の写し	詳細については「テレビ共同受信施設改修等事業補助金交付要領」に基づく。
小規模水道施設整備事業	清浄豊富な水の供給を図るとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る。	上水道及び簡易水道の給水が困難な区域で、2世帯以上が共同して小規模水道施設を新設、増設又は改修する者。ただし、構成世帯の減少により1世帯になった場合及び近隣世帯と共同して設置することが困難な場合は、1世帯であっても補助対象とすることができる。	下記の施設の新設(新たに水源を確保するものをいう。)、増設及び改修事業 1 取水施設(井戸、取水ポンプ、導水管その他取水に必要な施設) 2 浄水施設(浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設) 3 配水施設(配水池、配水ポンプ、配水管その他配水に必要な施設)	(補助対象経費) 天草市小規模水道施設整備交付要領に定める経費 (補助額) 次の各号に掲げる場合において、当該各号の定める額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 (1) 新設の場合 補助対象経費の50%以内の額であって、1世帯当たり100万円を限度とする。 (2) 増設又は改修の場合 補助対象経費の30%以内の額であって、1世帯当たり10万円を限度とする。	事業実施前	1 施設設置場所の位置図(施設の位置及び給水世帯が分かる図) 2 見積書の写し 3 給水世帯名簿委任状(1世帯の場合は添付を要しない)	事業終了後速やかに	1 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し 2 当該施設等の工事写真及び完成写真	詳細については「天草市小規模水道施設整備補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
異常湧水時における井戸等の水質検査手数料補助	異常湧水時の緊急措置として古井戸水等の活用を図る。	井戸水の水質検査を受ける者	市長が湧水が著しいと認める場合における井戸水の水質検査	(補助対象経費) 水質検査手数料 (補助額) 1検査につき3,000円	検査前		検査が完了したとき	領収書の写し	詳細については、「天草市異常湧水時における井戸等の水質検査手数料の補助金交付要領」に基づく。
生ごみ処理容器等設置事業	生活環境の保全に努め、ごみ減量化の一環として、家庭厨芥類の減量及び資源化を図る。	生ごみ処理容器等設置者	1 バイオ式(微生物を利用し生ごみを減量化又は堆肥化する方式をいう。)生ごみ処理容器等設置 2 乾燥式(熱源や温風により生ごみを減量化又は堆肥化する方式をいう。)生ごみ処理容器等設置	予算の範囲内で、購入価格に2分の1を乗じて得た金額(100円未満切捨て)で30,000円を限度とする。	事業終了後速やかに	領収書等又はその写し	—		詳細については、「天草市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要領」に基づく。
使用済自動車海上輸送費補助	離島地域における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進する。	天草市御所浦町に住所を有する使用済自動車の所有者(個人)又は所有者から使用済自動車の輸送の委託を受けた関連事業者	使用済自動車の再資源化等を目的とした使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃等(以下「海上輸送経費」という。)の補助	(補助額) 海上輸送経費にえん率を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てる。)	事業実施前		事業終了後速やかに	1 海上輸送経費を証明する書類 2 引取証明書	詳細については、「天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付要領」に基づく。
離島霊柩等搬送費補助	離島地域における霊柩等の搬送に係る費用の負担軽減を図る。	天草市御所浦町横浦島内で葬儀を行い、御所浦火葬場を利用した者	補助対象者が、天草市御所浦町横浦島に住所を有している者の葬儀を横浦島内で行い、その後火葬に付するため霊柩等を御所浦火葬場へ搬送した場合に、これに係る費用を補助する。	(補助額) 1 霊柩運搬に係るチャーターフェリー船舶(1隻)の借上料 上限30,000円 2 御所浦火葬場への移動に伴うマイクロバス(1台)の借上料 上限20,000円	搬送後1月以内	火葬許可証の写し及び船舶・車両借上げに要した経費の領収証	—		詳細については、「天草市離島霊柩等搬送費補助金交付要領」に基づく。
天草市飼い犬・飼い猫の避妊去勢手術等の補助	飼い犬・飼い猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、周囲に対する危害及び迷惑を防止し、動物愛護及び管理についての意識の高揚を図る。	一般社団法人熊本県獣医師会天草支部	一般社団法人熊本県獣医師会天草支部が実施する飼い犬及び飼い猫の避妊去勢手術助成事業	補助金の額は市長が定める額とする。	事業実施前	1 実施予定動物病院一覧 2 動物病院ごとの予定件数 3 誓約書	事業終了後速やかに	飼い犬・飼い猫避妊去勢手術実施名簿	詳細については、「天草市飼い犬・飼い猫の避妊去勢手術等の補助金交付要領」に基づく。
■ 産業政策課									
商工会議所活動支援補助	商工業の振興を図る。	商工会議所	商工会議所が行う小規模事業指導員設置事業及び商工振興対策事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるものに対する補助事業	(補助対象経費) 小規模事業指導員設置事業及び商工振興対策事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認める事業に要する経費 (補助額) 1 小規模事業指導員設置事業については、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 商工振興対策事業については、商工業者台帳に記載する商工業者数に2,000円を乗じた額 3 国、県及び市が認める指定事業並びに市長が認める事業については、事業費の2分の1以内	総会終了後速やかに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	
商工会活動支援補助	商工業の振興を図る。	商工会	商工会が行う経営改善普及事業及び地域総合振興事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるものに対する補助事業	(補助対象経費) 経営改善普及事業及び地域総合振興事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認める事業に要する経費 (補助額) 1 経営改善普及事業については、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 地域総合振興事業及び国、県及び市が認める指定事業並びに市長が認める事業については、事業費の2分の1以内	総会終了後速やかに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
商工業活性化対策事業	商店街及び商工業の振興を図る。	商工会議所及び商工会	補助対象者が実施する商業を核とした魅力ある街づくりの推進、中小企業の近代化、事業者の経営基盤の強化、人材育成及びイベント開催等の事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費の2分の1の額	事業実施前		事業終了後速やかに	事業実施状況写真	
商工業設備投資資金利子補給事業	中・小小売業者の経営近代化及び経営基盤強化を図る。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる市内の中小企業者	補助対象者が実施する市内における設備投資のため、500万円以上の事業資金の借入金に対する利子補給	(補助対象経費) 借入金利息のうち、年利5パーセント以下で1月1日から12月31日までに支払うべき利息を支払った額の40パーセント以内を事業完了後の初回返済日から3年間助成する。 (補助額) 算定期間において200,000円を限度とする(1,000円未満は切り捨て)。ただし、1年に満たない利子補給期間の限度額については、利子補給期間の日数を年日数で除した率に、限度額を乗じた額とする。	事業完了後の1月末日	1 事業計画書兼設備完了報告書 2 支払計算基礎書 3 資金借入契約書の写し 4 商工業設備投資資金利子補給補助金支払実績証明書 5 滞納のない証明書	-		詳細については「天草市商工業設備投資資金利子補給補助金交付要領」に基づく。
商店街イベント支援事業	地域住民のコミュニティを作り、商店街を中心とした魅力ある街づくりを促進し、ひいては本市商店街の振興に寄与する。	市内の商店街振興組合及びこれに準ずる商店街組織並びに商店街組織と連携して実施する団体	補助対象者が商店街活性化のために不特定多数を対象として実施するイベント事業のうち、大売出し等の販売関連事業及び景品・スタンプ事業を除いたものに対する補助事業	(補助対象経費) 会場設営費、宣伝広告費、謝礼金等の事業の実施に要する経費のうち、景品及び食料関係費用を除いたものとする。 (補助額) 総事業費から参加料等の収入を控除した額と補助対象経費に3分の1を乗じて得た額のいずれか低い額(上限30万円)とし、予算の範囲内で交付する(1,000円未満は切り捨て)。補助金の交付は、1つの実施団体に対し1会計年度に1回限りとし、同一のイベント事業については3年を限度とする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 団体概要(会則など) 4 構成員名簿 5 商店街組織との連携が確認できるもの	事業終了後速やかに	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 請求書・領収書等の写し 4 事業実施状況写真	
天草桜まつり事業補助金	商店街の賑わいを取り戻し、商業の振興を図る。	天草桜まつり実行委員会	天草桜まつり実行委員会が実施する事業に係る経費	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費、謝礼金及び景品代を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧関係費用を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額(1,000円未満は切り捨て)	事業実施前		事業終了後速やかに		
商店街空き店舗活用促進事業	空き店舗の減少を図り元気な商店街を創出する。	1 商店街等組織(商工会議所、商工会及び商店街振興組合、商店街を形成する任意の団体をいう。) 2 新規出店者(商店街等組織に加入している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める小規模事業者であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行わず、かつ、市内に住所を有する又は本店を有する者) 3 新規出店者に対して空き店舗を貸し出す当該店舗の所有者	1 商店街等組織が、市内の空き店舗を利用して、新たに共同店舗やコミュニティ施設を運営する事業 2 市内に住所を有する又は本店を有する新規出店者が、市内の空き店舗を利用して、新たに営業(直接来店可能な店舗形態による正午を含む昼間の営業をいう。)を行う事業(ただし、スーパー、ホテル等にテナントとして出店するもの、単なる事務所として使用するもの及び営業開始後1年を経過したものを除く。)	(補助対象経費) ①店舗改修費 ②借家料 (補助額) ①営業開始日までに市内施工業者に依頼して行う営業に必要な店舗の改修費(住居部分を除く)の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)。上限は75万円とする。 ②借家料の2分の1以内の額を交付決定日の属する月から1年間(12ヶ月分)の期間(店舗改修費と併せて交付申請する場合は営業開始日の属する月から1年間(12ヶ月分)の期間とする。)において交付する(1,000円未満切り捨て)。ただし、空き店舗の一部を住宅等営業に直接関係のない用途に使用する場合は、借家料からその部分の面積を総面積であん分し、算出した額を除く。上限は月額50,000円とする。	①事業実施前 ②営業開始後1年が経過する日まで	1 店舗賃貸借契約書の写し又は賃貸借が証明できる書類 2 店舗写真(借家料のみの場合は営業中の写真) 3 店舗改修を伴う場合は、改修費の見積書及び図面等 4 滞納のない証明書	事業終了後速やかに	1 経費支払証明書類 2 営業の実態が確認できる書類 3 営業中の店舗写真(借家料のみの場合は不要) 4 商店街等組織加入証明書(商店街等組織の場合は不要)	詳細については「天草市商店街空き店舗活用促進事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
商店街共同施設等整備支援事業	商店街の活性化、環境美化及び安心・安全な環境づくりを図る。	市内商店街等	商店街等が、地域の“にぎわい”を取り戻すため、地域住民のニーズに応じて行う活性化事業(ソフト事業)及び環境整備事業(ハード事業)	(補助対象経費) (1)ソフト事業:①プラン作成に要する経費(専門家謝金、旅費、委託費、消耗品等、②において同じ)及び、②)プラン実践に係る経費 (2)ハード事業:③街路灯、カラー舗装等施設の建設又は取得に要する経費(土地の取得及び造成に要する経費を除く。) (補助額) 熊本県が実施する商店街にぎわいづくり補助事業について、補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、上記①の事業は100万円、②の事業は400万円、③の事業は200万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。 補助対象期間は、1事業当たり1年を限度とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 写真及び納品書、領収書の写し等	詳細については、熊本県の「商店街にぎわいづくり補助事業補助金交付要領」に基づく。
サテライトオフィス推進事業補助金	サテライトオフィスを誘致することにより、都市部からの交流人口の増加や、空き店舗等の解消、新規雇用の場の確保を図る	市外に本社を有し、市内に支店等を有しない事業者で、立地協定締結後3年以内に本市で操業を開始した企業	市内へサテライトオフィスの設置を計画する企業に対し、設置に必要な改修費、賃借料及び雇用奨励金等に対する補助	(補助対象経費) オフィスの改修費、オフィスの賃借料、新規雇用者への奨励金 (補助額等) ①オフィス改修費(1/2、上限100万円)※1回限り ※御所浦地域は2/3、上限200万円 ②オフィス賃借料(1/2、上限90万円) ※操業開始から1年間(操業開始日から1年経過する日までに1名以上雇用した場合は、3年間) ③雇用奨励金 一人当たり10万円 ※操業開始から3年間で新たに一人以上雇用した場合	操業開始から1年経過した日以降	事業実績書、領収書、写真、図面、履歴事項証明書、賃貸借契約書の写し、労働条件通知書、納税証明書等	-	-	詳細については、「サテライトオフィス推進事業補助金交付要領」に基づく。
天草市起業創業資金支援事業	新たに起業する者や新分野進出、第二創業を行う者を支援することにより、起業家及び中小企業者の経営支援と新たな雇用の創出を行う。	起業する者、新分野進出を行う者及び第二創業する者	起業、新分野進出、第二創業に伴う事業(店舗等借入費、改修費等、試作品製作費、広報費等)。新たに雇用する場合はその人件費も含む。	(補助額) 対象事業費の3分の2以内の額とし、300万円を上限とする。	事業実施前	1 資金計画書 2 図面及び設計書等(施設改修を行う場合に限る。) 3 カタログ及び見積書等(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。) 4 滞納のない証明書	事業終了後1月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	1 事業経過報告書 2 対象経費に係る領収書等の写し 3 人件費がある場合には出勤簿等の写し 4 施工前、施工中及びしゅん工後の写真(施設改修を行う場合に限る。) 5 写真(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。)	詳細については、「天草市起業創業資金支援事業補助金交付要領」に基づく。
天草市中小企業者等持続化事業	市内の中小企業者等が、持続的な経営に向けた事業計画に取り組み販路開拓等及び販路開拓等と併せて行う生産性向上等の業務効率化に係る支援を行う。	従業員20人未満の個人事業者又は中小企業者 ・グループ申請を認める。	販路開拓等に係る経費(原則として、天草市起業創業資金支援事業の対象経費と同様のもの。ただし、人件費は除く。)	・補助対象経費の2分の1以内。 ・150万円を上限額とする。ただし、施設整備費(改修費、設備購入費等をいう。)を含まない申請は、100万円を上限額とする。 ・期間の定めのないフルタイム雇用を行う場合は、前項の上限額に100万円を加算する。	事業実施前	・販路開拓又は売上拡大につながる事業(単なるリフォーム・買換えは除く。)であること。 ・事業の完了後、おおむね1年以内に売上げに繋がることが見込まれる事業であること。 ・申請した日の属する年度内に事業を完了すること。	事業終了後1月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	1 事業経過報告書 2 対象経費に係る領収書等の写し 3 施工前、施工中及びしゅん工後の写真(施設改修を行う場合に限る。) 4 写真(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。)	詳細については、「天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領」に基づく。
天草市法人化促進事業	市内の個人事業主が法人成り(個人事業主が新たに法人を設立し、その事業を法人へ変更することをいう。以下同じ。)することで、地域の中心となる経営体を育成し、及び確保する。	市内に本店所在地を置く者等	市内の個人事業主が新たに法人成りに関する費用	(補助対象経費) 法人成りに伴う司法書士、行政書士、社会保険労務士、税理士等に支払う申請資料の作成に係る経費(登記手数料は除く。) (補助率及び補助限度額) 補助対象経費の2分の1以内の額を予算の範囲内で交付するものとし、1補助対象者に対する補助金の限度額は10万円とする。	会社設立後30日以内	1 登記事項証明書の写し 2 法人成りした会社の代表者に市税の滞納がないことを証する書類 3 補助対象経費の支払いを証する書類	※申請書と兼ねる。	※申請添付書類と兼ねる。	詳細については、「天草市法人化促進事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
住宅リフォーム助成事業	個人住宅のリフォーム工事に対して、市内で使用できる商品券を交付し、地域経済の活性化を図る。	自己又は自己と生計を一にする親族が市内に所有し、かつ、自己の居住の用に供している住宅をリフォームする者	補助対象者が行う、リフォーム工事に要する経費	(補助対象経費) リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)が10万円以上のリフォーム工事費 (補助額) リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)の2割に相当する額(その額が200,000円を超えるときは200,000円とする。1,000円未満切捨て)	事業実施前	1 対象工事費用の見積書・明細書の写し 2 対象工事を明示した図面等 3 住宅の外観及びリフォームを行う箇所の写真 4 住所、市税等の納付状況、固定資産課税台帳記載事項の確認行為に関する同意書 5 天草市住宅リフォーム助成事業申請に係る申請者・施工業者の確認・宣誓書	リフォームの完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)のいずれか早い日	1 リフォームの請求書、明細書及び領収書の写し 2 リフォームの施工中及び施工後の写真	詳細については、「天草市住宅リフォーム助成事業実施要領」及び「天草市住宅リフォーム助成事業商品券発行事業実施要領」に基づく。
天草陶磁器の島づくり事業	島内の若手陶芸家の感性と技術を高めるとともに島内外からの窯元数の増加を促し、天草陶磁器の島づくりを推進し、陶芸家の育成を図る。	市内の窯元関係者及び有識者等で組織する団体	【天草陶磁器の島づくり事業補助金】	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前				
			1 天草大陶磁器展開催事業 2 陶芸家交流事業 3 年中工房の運営	(補助対象経費) 個展開催に係る経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助率) 補助対象経費の2分の1以内であって、限度額を次のとおりとする。 1 天草大陶磁器展陶芸コンテストでグランプリ、準グランプリ等を受賞した市内陶芸家の、東京等大消費地での個展開催時における経費の一部補助。 2 市内陶芸家の、県外での個展開催時における経費の一部補助。					
6次産業化推進事業	6次産業化に係る施設の整備や新商品開発に対する支援を行い、1次産業者の所得向上及び地産地消・地産地消の推進並びに本市産業の活用に寄与する。	農林水産業を営む個人又は団体のうち、市内に住所又は本店を有する者	施設整備事業	(補助対象経費) 市内で生産された農林水産物を主たる原材料として、新たに加工・流通・販売等に取り組む場合に必要となる加工施設及びそれに付随する設備・機械等の設備費 (補助額) 対象経費の2分の1以内(上限額は150万円)	事業実施前	1 事業計画書 2 事業経費の内訳が確認できる設計書・見積書 3 事業実施に係る図面・現況写真 4 新商品等の事業化の場合、事業内容が分かる書類 5 滞納のない証明書	事業終了後速やかに	1 実績の内訳が確認できる設計書・内訳書 2 事業実績に係る図面・完成写真	詳細については、「天草市6次産業化推進事業補助金交付要領」に基づく。
		農林水産業を営む個人又は団体若しくは従業員20人以下の個人事業主又は中小企業者のうち、市内に住所又は本店を有する者	新商品開発事業	(補助対象経費) ①新商品開発に要する原材料費。ただし、既存商品にも使用できる原材料は除く。 ②パッケージデザインの作成委託費やパッケージ試作費等の新商品パッケージングに要する経費 ③市場調査や成分分析等調査委託、資料購入、技術指導等の新商品開発に要する調査研究費 ④広告宣伝費や試供品の試作、展示会等出展に要する旅費や会場使用料等、新商品の販路開拓に要する費用。ただし、展示会等への出展に要する旅費については、1事業者あたり2名を限度とし、宿泊費については市の旅費規程に準じる。 (補助額) 対象経費の2分の1以内(上限額は50万円)					
天草市物産振興協会運営費	物産の振興を図る。	天草市物産振興協会	1 天草市物産振興協会の運営 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	總會終了後速やかに		事業終了後速やかに		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草謹製認定事業	天草ブランドづくりの推進を図る。	天草ルネッサンス	1 天草謹製認定事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
天草市物産展等 出展補助金	物産展等に出展し、市外への販路開拓を推進する事業等に対する支援を行い、地場産業の振興に寄与する。	1 農林水産業者 2 熊本県が地域産業資源活用事業の促進に関する地域産業資源の内容の指定を行った市内の地域産業資源を活用した商品並びに今後、特産品として販路の拡大が期待できる商品を市内において製造及び販売している中小企業者等	1 販路開拓のため、国内外で開催される物産展、商談会、展示会等に出展するための経費の補助	(補助対象経費) 1 販路開拓のため、国内で開催される物産展、商談会、展示会等に出展するための旅費等の経費。ただし、宿泊費については市の旅費規程に準じる。 2 輸出を見据え、海外で開催される商談会、展示会等に出展するための旅費等の経費 (補助額) 補助対象経費の2分の1(上限額は100,000円)	事業実施前	1 事業計画書 2 出展に要する旅費の内訳が確認できる見積書 3 出展する農林水産物又は商品に関する書類 4 物産展や商談会等の概要が分かる書類 5 滞納のない証明書	事業終了後速やかに	領収書(写し可)等	
プレミアム付商品券事業費補助金	消費税・地方消費税の10%引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起する。	1 課税標準日の平成31年1月1日現在の住民税非課税者(住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養家族、生活保護受給者等を除く)。 2 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもが在る世帯の世帯主(子育て世帯主)。	1 プレミアム付商品券販売金額等 額面5,000円のプレミアム付商品券を4,000円で販売。補助対象者1人当たりの購入上限額は、25,000円までとする。	(補助対象経費) プレミアム付商品券引換対象者である課税者の税法上の扶養となっていない非課税者及び子育て世帯主に対し販売する商品券について、1冊あたり額面5,000円のうちプレミアム分の1,000円を補助する。	1 対象となる非課税者 令和元年11月29日まで 2 対象となる子育て世帯主 申請不要	1 対象となる非課税者 天草市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書 2 対象となる子育て世帯主 なし	令和2年2月28日	—	プレミアム付商品券事業実施要項
食料産業・6次産業化推進事業	天草市産の農林水産物・食品を輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、輸出先へのニーズに対応するための取り組み等の推進を図る。	天草市内に事業所を有する食料製造事業者、食物流通事業者、中間加工事業者等	1 施設整備事業 輸出先国から求められる輸入条件や輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備等 2 効果促進事業 輸出先国から求められる輸入条件やHACCP等に係る認定取得のための手続き等	(対象経費) 1 施設整備事業 輸出先国から求められる輸入条件や輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備(新設、増築、改築及び修繕を含む。)及び機器の整備に係る経費。 2 効果促進事業 輸出先国から求められる輸入条件やHACCP等に係る認定取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、1の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費。1の対象事業費の2割以内。 (補助額) 対象事業費の2分の1の額(上限5億円、下限500万円)	事業実施前	1 事業計画書 2 事業経費の内訳が確認できる見積書等 3 事業実施に係る図面等 4 滞納のない証明書	事業終了後速やかに	1 実績の内訳が確認できる内訳書 2 事業実績に係る完成写真等	詳細については、「食料産業・6次産業化交付金実施要綱」及び「天草市食料産業・6次産業化推進事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草南産柿の島づくりプロジェクト事業補助金	組織体制の確立及び新たな観光商品づくりを行い、売り上げアップと雇用拡大に寄与する。	天草南産柿島づくりプロジェクト	1 イチジクを利用した商品開発及びグルメフェア実施事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
あまくさ晩柑流通販売促進事業	あまくさ晩柑を利用した6次産業化を推進し、地産地消の拡大及び島外からの誘客に寄与する。	あまくさ晩柑フェア実行委員会	1 あまくさ晩柑流通販売促進事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 農業委員会									
農地流動化奨励金交付事業	農地の利用集積を促進し、農地の遊休化防止等農用地の有効利用を図る。	農地の借り手	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項第1号の規定による利用権設定等促進事業、又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第6項により存続期間5年以上の賃借権が設定された農地の借り手に奨励金を交付する。	(補助額) 賃借設定期間5年以上、10アール当たり10,000円	交付申請通知発出後速やかに	1 農地流動化奨励金交付申請書 2 滞納のない証明書	-	-	詳細については、「天草市農地流動化奨励金交付要領」に基づく。
農地中間管理事業	担い手への農地集積集約化に必要な取組みを支援する。	農地中間管理機構に農地を貸付ける地域の代表者、農地所有者及び農地の相続人	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業 1 地域集積協力金 2 経営転換協力金	(交付額) 1 地域集積協力金(集積・集約化タイプ) 地域内の農地を農地中間管理機構に貸した割合に応じて「地域」に交付 20%超40%以下(中山間地域4%超15%以下):10,000円/10a 40%超70%以下(中山間地域15%超30%以下):16,000円/10a 70%超(中山間地域30%超50%以下):22,000円/10a 中山間地域50%超:28,000円/10a 中山間地域50%超:28,000円/10a 2 地域集積協力金(集約化タイプ) 地区内の農地を農地中間管理機構を経由して、担い手同士の耕作地交換による農地の集約化の割合に応じて「地域」に交付 40%超70%以下:5,000円/10a 70%超:10,000円/10a 3 経営転換協力金 農業をやめる場合や、部門減少する場合に農地中間管理機構を経由して担い手に農地を貸した場合、農地の所有者に交付 15,000円/10a(1戸当たり上限50万円)	事由発生後速やかに	1 農地中間管理機構への貸付が確認できる書類 2 要領に定める書類	-	-	詳細については、国が定める「農地集積・集約化対策事業実施要綱」、熊本県が定める「機構集積協力金交付事業」及び「天草市農地集積等協力金交付事業実施要領」に基づく。
■ 農業振興課									
人・農地問題解決加速化支援事業	農地の遊休化を防ぐとともに、担い手への農地集積の加速化を図る。	平成30年度までに本市よりモデル地区指定を受けた地区における営農改善組合	【農地集積交付金】 天草市人・農地プラン支援交付金事業要領に定める農地集積交付金事業	(交付額) 担い手への権利移動等による集積の場合 天草市人・農地プラン支援交付金事業要領に定める権利移動等の合計面積に10a当たり20,000円を乗じた額で1組織当たり400万円を上限とする(1,000円未満切捨て)。	事由発生後速やかに	申請額内訳表	事業終了後速やかに	関係書類	詳細については、「天草市人・農地プラン支援交付金事業要領」に基づく。
農業次世代人材投資事業(経営開始型)	青年の就農意欲を喚起するとともに、青年就農者の増加と定着を図る。	市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が50歳未満の者)	本市より経営開始計画の承認又は青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合においては、夫婦合わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長5年間とごと)	経営開始計画承認又は青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	市税等滞納のない証明書	-	給付後3年間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、国が定める「農業人材強化総合支援事業実施要綱」、「天草市農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金)交付要領」に基づく。
企業等農業参入支援事業	地域と調和した企業の農業参入を促進するとともに、農業参入した企業を核とした地域が、地域振興に取り組む活動を支援する。	農業に参入する企業等	熊本県が定める企業参入促進補助金交付要領に定める事業	(補助対象経費) 作物等導入、加工品開発、販路開拓、簡易な土地基盤製に係る経費 (補助率) 事業費の50%以内					詳細については、熊本県が定める「熊本県企業参入促進補助金交付要領」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
担い手育成緊急支援事業	農業経営に取り組む農業担い手に対する支援を強化し、地域農業の発展に資する。	天草市担い手育成支援協議会	担い手育成支援事業 担い手育成緊急支援事業を積極的に実施するため、農業関係機関で組織する天草市担い手育成支援協議会に対し補助金を交付する。	(補助対象経費) 担い手育成支援協議会の専門職員の人件費、同協議会が実施する担い手支援アクションプログラムに基づく各種事業、新規就農サポートセンター事業 (補助率) 事業に要する経費の100%以内	年度開始後速やかに		年度末		詳細については、熊本県が定める「担い手育成緊急支援事業補助金実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
強い農業・担い手づくり総合支援事業(地域担い手育成支援補助金)	意欲のある多様な経営体の育成・確保を図る。	【融資主体補助型】 市内に居住する認定農業者等	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する事業	(補助対象経費) 農業用機械、施設の取得、改良、造成又は農地等の改良、造成等 (補助率) 事業費の30%以内。ただし、認定農業者及び認定新規就農者においては事業費の40%以内	事業実施前	市税等滞納のない証明書	事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」及び「天草市強い農業・担い手づくり総合支援事業地域担い手育成支援補助金交付要領」に基づく。
		【被災農業者向け】 農林水産省経営局長が特に緊急に対応する必要があると認められた過去に例のないような甚大な気象災害等で、農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体	農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の事業であって、農林水産省経営局長が対象となる気象災害等ごとに定める内容に沿ったもの	被災農業者向け経営体育成支援事業として実施される際に発出される農林水産省経営局長通知等による	事由発生後速やかに	市税等滞納のない証明書	事業終了後速やかに		
		【条件不利地域型】 農家3戸以上が組織する農事組合法人、農地所有資格法人、特定農業法人等	経営規模が小規模・零細な地域において、共同で利用する、経営規模の拡大、多角化・複合化を進めるための農業用機械等を導入する事業	(補助対象経費) 農業用機械、施設の取得、改良、造成又は農地等の改良、造成等 (補助率) 整備内容ごとに2分の1以内(農業用機械にあつては事業費の3分の1以内。)	事業実施前	市税等滞納のない証明書	事業終了後速やかに		
くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業	米を中心とした土地利用型農業の競争力強化を図る。	地域営農組織、農業法人等	地域営農組織等における米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等の整備に要する経費を補助する事業	(補助対象経費) 米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等の導入経費 (補助額) 対象経費の50%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については熊本県が定める「くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業実施要領」に基づく。
農業施設機械整備事業	米の農作業受託等を推進するため、農作業受託団体等の農業機械の充実を図る。	農作業受託組合等(集落営農法人を除く)	米の農作業受託等を推進するための農機具等の機械購入	(補助対象経費及び補助率) 標準仕様のトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクターと組み合わせて使用する作業機 (補助率) 農機具等機械購入費の30%以内(上限額130万円)	事業実施前	①同意書 ②実施準備状況 ③議事録の写し ④位置図、平面図 ⑤見積書、カタログ	事業終了後速やかに	領収書の写し	詳細は、「天草市農業施設機械整備事業実施要領」に基づく。
農業制度資金利子補給事業	制度資金償還に伴う利子の一部を助成することにより農家の負担軽減を図る。	制度資金利用者	【農業制度資金利子補給補助金】 農業制度資金による融資を受ける農業者等に対して、当該融資額の利子の一部を補給する。	(補助対象経費・補助額) 1 農業近代化資金 年1.0%以内。ただし、平成30年1月1日以後に貸付実行した資金については、貸付実行の日から3年以内 2 その他特に必要と認められる資金 年1.0%以内で貸付実行の日から3年以内。ただし、熊本県の規程により市町村の利子補給の率及び期間について定めがある場合は当該規程による。	市長が指定する日				詳細については、「天草市農業制度資金利子補給要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
新規就農者支援事業	新規就農者の育成と農業担い手の確保を図る。	(準備型) 市内に居住する新規就農を希望する者(就農予定時の年齢が50歳以上65歳未満の者) (経営開始型) 市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が50歳以上65歳未満の者)	【新規就農給付金】 (準備型)本市より研修計画の承認を受けた新規就農希望者への給付金 (経営開始型)本市より経営開始計画の承認又は青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金	○給付額 (準備型) 1人当たり年間150万円を上限とする。(給付期間は最長2年間とする。) ただし、年金給付額を差し引いた額とする。 (経営開始型) (給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合においては、夫婦合わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。) ただし、年金給付額を差し引いた額とする。	研修計画認定後又は経営開始計画承認若しくは青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	市税等の滞納のない証明書		(準備型) 給付対象期間経過後1ヵ月以内に「研修状況報告書」の提出が必要 また、研修終了後5年間「就農状況報告」の提出が必要 (経営開始型) 給付後3年間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、「天草市新規就農者支援事業実施要領」に基づく。
		平成29年4月1日以後に新たに就農した者であって、本市の新規就農に係る給付金を受給しているもの	【新規就農者施設整備補助金】 新規就農者が経営開始後安定的な農業経営を目指す規模拡大を図るための施設整備に対する補助	(補助対象経費) 作物生産用ハウスの新設、ハウス設置に伴う土地改良事業、畜舎の新設等 (補助額) 対象経費の50%以内。ただし国県事業の採択を受けた場合は70%以内。上限額500万円	事業開始前	1 施設整備に係る計画書等 2 図面、現況写真等 3 市税等の滞納のない証明書	事業完了後速やかに	1 完了後写真 2 領収書の写し	
		兼業農家、新規就農者、移住希望者等	【セカンドライフチャレンジ事業補助金】 補助対象者がJA等が奨励し産地化を目指す作物及び直売所の品薄時期の地元農産物の増産するために農業施設(簡易ハウス)等を整備する事業	(補助対象経費) 簡易ハウス、生産にかかるとる資材、暗きょう排水設備 ※対象外経費、機械の購入費 (補助率) 事業費の50%以内(上限1,500千円)	事業実施前	1 地域営農改善計画書 2 事業経費の内訳が確認できる設計書・見積書 3 事業実施に係る図面・現況写真 4 その他、事業内容が分かる書類 5 市税等の滞納のない証明書	事業終了後速やかに	1 完了後写真 2 領収書の写し	
		(準備型) 親元で農業経営を継承する前の農業後継者 (経営開始型) 経営開始した親元就農者	【親元就農給付金】 (準備型) 前年の農業所得250万円未満の認定農業者等の後継者が経営継承を行うまでの親元での就農期間(最長1年間)、給付金の給付を行う。 (経営開始型) 国事業の給付金の対象とならない親元就農(経営開始)した場合に最長3年間給付金を支給	(給付額) 年間1,200千円(年2回交付) 給付期間(準備型:1年、経営開始型3年)	事業実施前	1 青年等就農計画認定申請書 2 市税等の滞納がない証明書(親元を含む。) 3 親族の前年の所得証明書	事業終了後速やかに	認定新規就農者の認定書	
	新規就農者同士の互助・共助により不足する資源を補いながら経営発展に向けた取組を支援する。	JA新規就農者支援組織	【新規就農者組織支援補助金】 JAが構成する新規就農者支援組織の活動に対して補助金を交付する。	(補助対象経費) 新規就農者支援組織が実施する事業に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
農業雇用強化支援事業	農業経営の規模拡大、高収益作物への転換等の取組を支援し、農業分野での雇用の創出及び農業経営の安定を図る。	認定農業者	【農業経営強化施設整備補助金】 認定農業者等が行う経営改善計画の変更及び新規雇用に伴う農業施設整備に係る事業	(補助対象経費) ハウスの新設、ハウス設置に伴う土地改良事業、畜舎の新設等 (補助額) 事業費の50%以内(5,000千円上限) ただし、国県補助事業の採択を受けた場合は、国県の補助率と合わせ最高70%以内まで上乗せ	事業実施前	1 事業計画書 2 事業経費の内訳が確認できる設計書・見積書 3 事業実施に係る図面・現況写真 4 その他、事業内容が分かる書類 5 市税等の滞納のない証明書 6 農業経営改善計画認定書	事業終了後速やかに	1 完了後写真 2 領収書の写し	詳細については、「天草市改め農業チャレンジ事業実施要領」に基づく。
		雇用創出を行った農業者及び農業法人等	【農業経営雇用創出促進支援補助金】 経営開始又は規模拡大等により一定の新規雇用を行った場合に雇用奨励金及び農地に係る経費について補助 ※雇用要件(半数以上は常勤雇用者) (市外) 施設園芸 4名以上 土地利用型 2名以上 畜産 4名以上 ※市内にあっては、上記雇用要件は1/2とする。	(補助対象経費及び補助額) ①固定資産税、償却資産税の課税額(3カ年限り) ②雇用奨励金(新規常勤雇用1人当たり30万円(1回限り)) ③土地建物賃借料(賃借料の50%)(3カ年限り) ④農地取得補助金(市外法人15%、市内法人30%)(1回限り) 上記、項目相当額を後年補助金として交付。	雇用要件取得後速やかに	1 納税額のわかる書類 2 雇用契約書等 3 領収証等 4 市税等の滞納のない証明書	—		
		常勤雇用に伴い法人化した個人経営体	【農業経営法人化等支援補助金】 常勤雇用を行い法人設立する個人経営体の法人設立に伴い登記や定款作成等の費用を支援する。	(補助額) 法人化支援補助金 1組織(経営体)当り40万円	組織設立後速やかに	1 登記事項証明書 2 雇用契約書等 3 農業経営改善計画認定書 4 市税等滞納のない証明書	—		
集落営農法人経営安定化支援事業	本市の地域農業の担い手の中核となる集落営農法人の農業経営の安定に資するため、人材の確保、農業用機械等の整備を支援する。	設立後2年以内の集落営農法人	【集落営農法人活動拠点整備支援補助金】 集落営農法人設立後2年以内に活動の拠点となる事務所整備に係る経費に係る補助金	(補助対象経費) 事務所整備に係る経費 (補助率) 事業費の3分の2以内(上限200万円) ただし、法人設立後2年以内1回限り	事業実施前	①平面図、カタログ、見積書等 ②位置図、見取り図 ③着手前写真 ④施設利用計画書 ⑤事務所使用関係契約書	事業終了後速やかに	1完了後写真 2領収証の写し	
		集落営農法人	【雇用支援補助金】 集落営農型農業法人が行う新規常勤雇用に伴う人件費に係る補助	(補助対象経費・補助額) 常勤雇用者1につき、月額97,000円(最長2年)	雇用開始後速やかに	①認定農業者認定書 ②新規雇用及び社会保険の加入確認書類			
		集落営農法人	【農業用機械等整備補助金】 集落営農法人が導入する農業用機械等の整備に係る経費を補助する。	(補助対象経費) (補助額) 対象経費の30%(ただし、国県補助事業の採択を受けた場合は、国県の補助率と合わせ最高50%まで上乗せ)で上限130万円。ただし、農業散布等無人航空機(ドローン)の導入にあっては対象経費の50%で上限100万円	事業実施前	①事業計画書等 ②設計書・見積書 ③図面・現況写真	事業実施後速やかに	1完了後写真 2領収証の写し	
		JA集落営農法人連携組織	【集落営農法人連携組織支援補助金】 JAが構成する集落営農法人連携組織の活動に対して補助金を交付する。	(補助対象経費) 集落営農法人連携組織が実施する事業に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	年度末			

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
物産地域イベント支援事業	地域の活性化と農業の振興を図る。	物産地域イベントを開催する団体	次のイベントに係る事業費 1 天草町ジャガジャガ祭 2 JA本渡五和アグリフェスタ 3 有明うまかもん収穫祭	(補助対象経費) 各イベントに係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、1事業当たり800,000円以内とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	実施状況写真	
地産地消体験活動推進事業	食と農業に対する知識や関心を深める。	小学校・中学校・子ども会・農業団体	米づくり体験事業 (田植えから収穫までの米作り体験及びその米を利用した料理教室)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、50,000円以内とする。	年度開始後速やかに又は事業実施前		事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 領収書の写し	
		保育園・幼稚園	地産地消体験事業 (農作業体験及び地元でとれた農産物を使った料理体験)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、30,000円以内とする。					
農業女性大学補助金	農業に対する理解を深めるとともに、農業に従事する女性の技術及び地位向上を図る。	農業女性大学を開催する農業共同組合	農村女性がいきいきした地域づくりに励み、教養を深め、心豊かに生活するために、本渡五和農業協同組合及びあまくさ農業協同組合が開催する農業女性大学の運営	(補助対象経費) 講師謝礼、消耗品費、郵便料、会場使用料、車借上料及び教材費 (補助額) 対象経費の2分の1以内	事業実施前		事業終了後速やかに	実施状況写真	
農業生産組織育成支援事業	農業生産部会活動を通じた栽培技術の向上、販売促進、所得の向上、担い手育成の推進を図る。	農業生産部会を構成するJA	JAが構成する農業生産部会の活動に対して補助金を交付する。	(補助対象経費) 農業生産部会が実施する事業に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
農業関係団体育成支援事業	農業振興及び地域の活性化を図る。	・天草市認定農家の会 ・天草市青年農業者クラブ ・天草市地域活性化グループ ・JA農業生産者部会 ・JA	農業関係団体の育成支援のため農業関係団体の事業運営に対し補助金を交付する。 1 認定農業者組織育成補助金 2 青年農業者組織育成補助金 3 地域活性化グループ育成補助金 4 農業生産者組織育成補助金 5 農業女性大学補助金	(補助対象経費) 各団体の事業運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	各団体総会(開校式)終了後速やかに		年度末		
農業用廃プラスチック類処理対策事業	農業用廃プラスチック類の適正処理を図る。	農業協同組合	補助対象者が実施する農業用廃プラスチック類の回収・廃棄等処理対策事業	(補助対象経費) 補助対象者が実施する農業用廃プラスチック類の回収・廃棄等処分費用 (補助率) 予算の範囲内とし、補助対象経費の3/10以内とする。(補助上限350千円)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市農業用廃プラスチック類処理対策事業実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域において、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する。	集落協定等の認定を受けた集落等の代表者(個別協定にあってはその個人)	中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払天草市基本方針に定める対象地域及び対象農用地において、集落協定等に基づく農業生産活動及び多面的機能を増進する活動を5年以上実施する事業	(補助額) 中山間地域等直接支払交付金実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「中山間地域等直接支払交付金実施要領」及び「天草市中山間地域等直接支払交付金交付要領」に基づく。
多面的機能支払交付金	地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る。	市による事業計画の認定を受けた活動組織又は広域活動組織	多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づく農地維持支払交付金に係る事業及び資源向上支払交付金に係る事業	(補助額) 多面的機能支払交付金実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「多面的機能支払交付金実施要領」及び「天草市多面的機能支払交付金交付要領」に基づく。
環境保全型農業直接支払交付金	農業分野の環境保全機能を発揮させることにより、地球温暖化防止や生物多様性保全を図る。	農業者の組織する団体等	国の環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付22生産第10953号農林水産事務次官依命通知)に基づく化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組みとセットで取組む営農活動を支援する事業	(補助額) 環境保全型農業直接支払交付金実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「環境保全型農業直接支払交付金実施要領」及び「天草市環境保全型農業直接支払交付金交付要領」に基づく。
中山間農業モデル地区支援事業	農業生産や流通など条件不利地域が多い中山間地域の農業を総合的に支援し持続可能な中山間地域農業を目指す。	中山間地域(急傾斜地)の農業者の組織する団体(集落等)	熊本県の単県事業であり、市町村を通し、急傾斜地域等の生産条件が不利な中山間地域において農業振興を図るモデル地区を設定し、モデル地区自らが作成する農業ビジョンの策定とその実現に向けた取組みに対し交付金を交付する。	(補助対象経費及び補助額) 熊本県中山間農業モデル地区支援事業実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前	①事業実施計画書 ②モデル地区農業ビジョン	事業終了後速やかに	事業実施実績書	詳細については、熊本県が定める「熊本県中山間農業モデル地区支援事業実施要領」に基づく。
耕作放棄地解消事業	耕作放棄地を農地へ再生する取組及び再生された農地における営農定着の取組みを支援する。	事業実施後、5年間以上耕作を行う中心経営体等又はそれ以外の農業者	熊本県耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業)実施要領に定める事業	(補助額) 耕作放棄地解消事業実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前	①位置図 ・管内図 ・見取図 ・字図 ②解消前写真	事業終了後速やかに	解消後写真	詳細については、熊本県が定める「耕作放棄地解消事業実施要領」に基づく。
水田産地化総合推進事業	主食用米の需給に応じた生産に取り組みとともに、水田フル活用を行う。	地域農業再生協議会 農業協同組合	熊本県の水田産地化総合推進事業実施要領に定める事業	(補助対象経費及び補助額) 主食用米の需給に応じた生産に取り組みとともに、水田フル活用を推進するための事務経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、熊本県が定める「水田産地化総合推進事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
経営所得安定対策等推進事業	経営所得安定対策の円滑な推進を図る。	天草市農業再生協議会	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に必要な推進活動等のうち、地域農業再生協議会が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を助成する事業	(補助対象経費) 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費 (補助率) 補助対象経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
家畜伝染病対策事業	牛白血病の感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、牛白血病の浸透率を低下させ、農場の清浄化を図る。	1 天草畜産農業協同組合 2 国のBLV対策ガイドラインに沿った取り組みに努める農業者	1 繁殖雌牛の抗体検査のうち、国事業の対象とならない陰性牛のみの畜産農家が行う抗体検査 2 牛舎内での、陽性牛の隔離飼育を推進するため、隔離用のネット資材の購入、簡易牛舎の増設・補修 3 陽性母牛からの早期離乳を促すための代用乳購入 4 陽性牛から陰性牛への更新のための導入	(補助対象経費及び補助額) 1 抗体検査料の2分の1以内 2 隔離用のネット資材購入費の3分の1以内 簡易牛舎の増設・補修費 請負施工の場合 事業費の2分の1以内(補助上限2,500千円) 自力施工の場合 資材費の3分の2以内(補助上限1,000千円) 3 代用乳購入費の3分の1以内(補助上限10千円) 4 陰性牛導入補助 100千円/1頭(上限)	事業実施前	市税等滞納のない証明書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに		詳細については、「天草市牛白血病清浄化対策事業実施要領」に基づく。
家畜導入事業資金供給事業	規模拡大を行う農家に優良な家畜の導入を円滑に実施する。	基金造成主体となる農業協同組合	熊本県の家畜導入事業実施要領に基づき基金造成主体となる農業協同組合が行う家畜導入事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり142,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県家畜導入事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
地域内用牛振興対策事業	畜産農業の振興を促進する。	農業協同組合	農業協同組合が優良な繁殖雌牛を購入し、畜産農家に一定期間貸付けた後譲渡する事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり50,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに	牛登録証の写し	
放牧条件整備事業	放牧による畜産農家の労働力の省力化やコスト削減による経営の安定を図る。	畜産農家	放牧資材費(放牧に必要な資材) 隔壁物(牧柵、電気牧柵設備一式)、簡易給水器(ボーリング工事を含まない)、簡易捕獲器(運動スタンション、追い込み枠)、親子放牧用枠(子牛だけ給餌休息できるスペース)、管理用道路補修資材等	(補助額) 1/2以内(上限50万円)	事業実施前	市税等滞納のない証明書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	詳細については、「放牧条件整備事業実施要領」に基づく。	
集落連携放牧モデル事業	耕作放棄地等における放牧事業により、農地の保全、有害鳥獣による被害の軽減及び畜産農家の経営安定を図る。	集落営農組織、中山間直払・多面的機能交付金事業により協定締結している集落等で代表者等を定めた規約を有する組織	市が指定したモデル地区において集落連携放牧モデル事業協定書に基づき実施される、農地の適正管理、有害鳥獣被害の軽減、畜産農家の労力の低減等に資する事業	(補助額) 次の1及び2を合わせた額。ただし、1集落当たり100万円を上限とする。 1 協定面積払 協定面積に応じた次の額 (1) 10ha以上 50万円 (2) 8ha以上 45万円 (3) 6ha以上 40万円 (4) 4ha以上 35万円 (5) 2ha以上 30万円 2 放牧面積払 10a当たり2万円	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市集落連携放牧モデル事業実施要領」に基づく。
畜産環境対策推進事業	畜産経営に係る環境保全と健全な発展を図る。	天草市に住所を有する3戸以上の農業者で構成する営農集団等	家畜排せつ物における悪臭改善対策として、臭気測定、資材実証試験等の取り組みに対する補助	(補助対象経費) 実証試験を行う臭気資材及び調査研究に係る経費 (補助額) 事業費の50%以内(上限、1組織=100万円以内)	事業実施前		事業終了後速やかに	臭気測定の記録	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
放牧活用型草原等再生事業	放牧による肉用牛繁殖基盤の強化を図る	天草市に住所を有する3戸以上の農業者で構成する営農集団等 天草畜産農業協同組合	1 放牧資材費 隔壁物(牧柵、電気牧柵設備一式)、簡易給水器(ポーリング工を含めない)、簡易捕獲器(運動スタンション、追い込み柵)、親子放牧枠(子牛だけ給餌休息できるスペース)、牧草種子、肥料、パドック補修資材等 2 家畜管理費 家畜運搬費、家畜衛生費(駆除剤薬品等)、放牧牛飼養管理費(ペイント材、鉱塩、補助肥料、体重計等)、監視員費等	補助対象経費の2分の1以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県農林水産業振興補助金等交付要綱」及び「放牧活用型草原等再生事業実施要領」に基づく。
畜産経営バックアップ事業	小規模繁殖農家等を地域ぐるみで支える体制を構築することにより、畜産農家の経営安定と肉用牛生産基盤の維持・拡大を図る。	営農集団等が参画する肉用牛ヘルパー組織	熊本県の畜産経営バックアップ事業実施要領に定める事業 ①飼養管理における肉用牛ヘルパー組織の活動に必要な資機材の購入費への助成。 ②ヘルパー組織の活動経費の一部を支援	(補助対象経費及び補助率) ①資機材等購入費への助成 定額(上限100万円) ②ヘルパー組織の活動経費支援 1/2以内	事業実施前	事業計画書	事業終了後速やかに	事業実績書	詳細については、「熊本県が定める「畜産経営バックアップ事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
養豚農場野生動物侵入防護柵整備緊急支援事業	養豚農場に野生動物侵入防止用の柵を整備することで、養豚業の維持を図る。	養豚農家又は養豚農家の組織する団体	養豚農家等が独立行政法人農畜産業振興機構からの補助を活用し、野生動物侵入防止用の柵を整備する事業	(補助対象経費) 養豚農家等が野生動物の侵入に対する防護柵を整備する場合に必要な費用 (補助率) 事業費の1/6以内	事業実施前 ただし事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りではない。	計画書、平面図、見積書の写し、市税の滞納のない証明書	事業終了後速やかに	領収書の写し	
園芸施設整備等事業	野菜・花き及び果樹農業の振興を促進する。	農業者又は農業者団体	次に掲げる事業を対象とする。ただし、国又は県の補助事業となるものを除く。 1 かんがい対策事業 貯水量が果樹にあつては概ね70t以上、果樹以外にあつては概ね20t以上の簡易貯水槽の設置事業、防水用ゴムシートを更新(耐用年数終了のものをいう。)及び水中ポンプ施設等設置事業(3戸以上の共同事業に限る。) 2 園内作業道整備事業 事業費が10万円以上の作業道の整備(新設及び舗装をいう。)及び急傾斜地運搬機械(モノレール)整備 3 ハウス施設整備事業 (1)ハウスの建設(新設・中古) 中古ハウス本体の購入費は対象とせず、移設費及び資材費(交換部品代)を対象とする。 (2)ハウスの更新 耐用年数が過ぎ老朽化したハウスの更新。 (3)ハウスの改修 第三者の使用していないハウスを改修し再利用するもの。 (4)ハウスの再建、復旧 台風等農業気象災害で被災したハウスで、国県の補助を受けられないもの。なお、補助対象経費は被覆資材を含まず、共済金(みなし額)を除いた額とする。 【要件】 ・(1)(2)(3)については、事業費が30万円/10a以上のもの。 (4)については事業費が15万円/10a以上とする ・原則として共済加入を義務とする	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内。ただし、農業者団体の場合は、構成員全てを認定農業者及び認定新規就農者とする。) (補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、舗装にあつては500,000円、原材料費にあつては市が定める原材料単価額を上限とする。 (補助対象経費) ハウスの建設、更新、改修、再建、復旧に伴う経費及び、ハウス建設等と一体的に整備する栽培棚、換気扇、巻き上げ機、電照施設等の附帯設備の整備費も含む。 (補助率) (1)(2)のハウスの建設、更新については、事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては40%以内)とする。 (3)のハウスの改修については、資材費の50%以内とする。 (補助の上限) (1)(2)のハウスの建設、更新については、150万円/10aを上限とする。 (3)のハウスの改修については、240万円/10aを上限とする。 (4)の復旧については、240万円/10a(認定農業者及び認定新規就農者においては、320万円/10a)を上限とする。(附帯設備を含む) (1)(2)(3)のハウスの附帯設備については、50万円/10aを上限とする。	事業実施前 事業実施前 ただし事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りではない。	1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等の滞納のない証明書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	認定農業者及び認定新規就農者に対する40%以内の補助は、平成25年度から令和4年度(2022年)までとする。 4の詳細については、市が定める「雪害農業用ハウス撤去対策事業実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
			4 雪害農業用ハウス撤去対策事業 大雪により倒壊した農業用ハウスの解体費及び廃材の運搬費(以下「撤去費」という。)の補助	(補助額) 撤去費の2分の1以内。ただし、園芸施設共済(特定園芸施設及び附帯施設)による撤去費用分の共済支払金を受けた場合や、骨材等の廃材を処分して収入が発生した場合で、その額と補助額を合わせて撤去費を超える場合は、その差額を補助額から控除する。 (限度額) 1 請負施工 (1)基礎を有するハウス 325,000円/10a (2)(1)以外のハウス 250,000円/10a 2 自力撤去 55円/㎡ ※自力撤去とは、外注費が発生しない撤去とする。ただし、2親等内に対する賃金、賃借料は、外注費と認めない。	事業実施前 ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。				
			5 農作物被害防止施設整備事業 受益面積がおおむね500㎡以上であつて、事業費(遮光ネット資材及び防鳥施設に係るものをいう。)が5万円以上のもの	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)	事業実施前				
		6 省エネルギー設備導入事業 ハウス面積がおおむね500㎡以上ある果樹、野菜又は花きの施設における省エネルギー設備導入事業(循環扇、二重又は三重カーテン等新規に購入するものに限る。)	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)						
		7 暗渠排水対策整備事業 受益面積がおおむね500㎡以上であつて、土地改良事業(市単独)で実施できない暗渠等の導入による排水対策整備事業	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、30万円を上限とする。						
台風被害等生産施設復旧対策事業	台風及び梅雨前線豪雨、大雪等の気象災害により甚大な被害を受けた産地に対し、復旧対策を講じることにより、被災農家の経営安定を図る。	被災農業者	台風被害等生産施設復旧対策事業実施要領(以下この項において「要領」という。)に基づき行う事業	(補助率) 補助対象事業費の50%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、60%以内)	事業実施前 ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。	1 位置図、平面図 2 見積書の写し	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については「要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
農作物振興対策事業	果樹、野菜及び花き生産の安定経営と新規作物の推進を図る。	農業者又は農業者団体	1 新規作物導入事業 市が指定する新規作物の導入事業	(補助対象経費及び補助率) 種苗購入費の30%以内	事業実施前	1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等の滞納のない証明書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については「農作物振興対策事業実施要領」に基づく。
	農業者又は農業者団体	2 環境保全型事業 市が認める環境保全型農業技術の導入事業	(補助対象経費及び補助率) 環境保全型農業資材費の30%以内						
	農業者又は農業者団体	3 新技術導入事業 市が認める農業分野新技術の導入事業	(補助対象経費及び補助率) 新技術導入事業資材費の30%以内						
	農業者又は農業者団体	4 露地野菜推進事業 市がJAと共同で推奨する露地野菜の推進事業	(補助対象経費及び補助率) 種苗購入費等の30%以内						
	集落営農法人	5 水田有効活用推進事業 集落営農法人が収益確保のため取り組む露地野菜の推進事業	(補助対象経費及び補助率) 資材費の30%以内(21千円/10aを上限とする)						
	農業者又は農業者団体	6 果樹優良品種系統更新事業 事業面積がおおむね10アール以上、天草地域の奨励品種である改植事業(伐採、整地及び植栽の一連の作業を行うものをいう。)	(補助対象経費及び補助額) 改植事業に要する経費で、1本当たり500円を上限、かつ10アール当たり54,000円以内						

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		農業協同組合	7 野菜価格安定事業 市が認める作物である「オクラ」「スナップエンドウ」「イチゴ」を対象とし、旬別平均販売価格が基準単価を下回った場合の差額の9割について、野菜生産農家に対して生産者補助金を交付する事業	(補助対象経費及び補助率) 旬別平均販売価格と基準単価の差額の9割の50%以内基準単価1 オクラ 534円/kg2 スナップエンドウ 10月から12月まで905円/kg 1月から4月まで751円/kg 5月から6月まで668円/kg3 イチゴ 1月から2月まで902円/kg 3月739円/kg 4月から5月まで568円/kg		販売実績明細		支払明細	
		農業者又は農業者団体	8 資材高騰緊急対策支援事業 イチゴ栽培に取り組む農家がミツバチを導入する際の資材代の補助をする事業	(補助対象経費及び補助率) ミツバチ導入費の30%以内		1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等の滞納のない証明書(個人申請の場合)		1 納品書の写し 2 領収書の写し	
		農業者又は農業者団体	9 オリーブ栽培事業 オリーブ生産の経営の安定を図る 1 オリーブ改植事業 優良品種への改植 2 倒伏防止支柱設置事業 3 オリーブ移植・土壌改良事業 4 排水対策事業	(補助対象経費及び補助額) 1. 優良品種への改植のための、苗代、土壌改良剤等の2分の1以内(上限3,000円/1本) 2. 台風等による倒伏防止のために設置する支柱設置にかかる経費の2分の1以内(上限91千円/10a) 3. 圃場条件が悪い圃地から、優良圃地への移植、それに伴う土壌改良にかかる経費に6,500円/1本(バークライト施用の場合は、1,500円/1本追加) 4. 排水対策用にマルチ施用にかかる資材代の2分の1以内		1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等の滞納のない証明書(個人申請の場合)		領収書の写し	
園芸作物生産組織育成支援事業	園芸作物を生産者等で組織する団体が行う、現地検討会、研修会等に要する団体運営経費に支援を行い、作物の振興を図る。	天草市に住所を有する園芸作物を生産する農業者3人以上で構成される団体	次の団体の活動に対して補助金を交付する。 1 天草市葉たばこ振興会 2 天草市オリーブ栽培者の会	(補助対象経費) 団体の事業運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	年度末			
単県果樹園芸等事業	県が推進する果樹、園芸等の補助事業を実施する。	3戸以上で組織する生産組合及び農業生産法人並びに農業協同組合	1 攻めの園芸生産対策事業 攻めの園芸生産対策事業実施要領(県要領)に基づき行う事業	(補助率) 事業費の50%以内	事業実施前	-	事業終了後速やかに	-	詳細については、熊本県が定める「攻めの園芸生産対策事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
			2 果樹競争力強化推進事業 果樹競争力強化推進事業実施要領(県要領)に基づき行う事業	(補助率) 事業費の50%以内					詳細については、熊本県が定める「果樹競争力強化推進実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
農業用ハウス強靱化緊急対策事業	老朽化等により十分な対候性を備えていない農業用ハウスに、補強や防風ネットの設置をすることで、施設園芸の経営及び農作物の安定供給を図る。	農業者、農業者団体等	農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領(平成31年2月7日付け30生産第1826号農林水産事務次官依命通知)に定める都道府県が策定する「農業用ハウス災害被害防止計画」に基づき実施されるハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する事業	(補助対象経費) 既存ハウスへの被害防止対策費 (補助率) 事業費の60%以内	事業実施前	-	事業終了後速やかに	-	詳細については、国が定める「農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金交付要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
園芸施設共済緊急対策事業	施設園芸の経営安定及び生産力の発展を図る。	農業共済団体	園芸施設共済事業に加入する者で、5,000円以上の当該掛金を払うもの。ただし、ハウスのみとし、付帯施設及び作物はこの限りでない。	(補助率) 農業者が負担する園芸施設共済掛金の30%以内	事業実施前	共済掛金明細一覧表	事業終了後速やかに	共済掛金明細一覧表	補助の期間は平成21年度から令和2年度までとする。
■ 農林整備課									
土地改良区償還金補助事業	事業実施に伴う借入公庫資金の返済の軽減を図る。	天草市管内の土地改良区	土地改良区が、土地改良事業のための資金として借り入れた公庫借入金の当該年度に支払うべきものとされている償還金又は償還利息	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	金額確定後速やかに	1 償還補助金明細書 2 払込通知書	年度末	償還証明の写し	
土地改良区管理運営支援事業	土地改良区の適正な運営を図る。	天草市管内の土地改良区	土地改良区の運営	(補助対象経費) 1 土地改良区の運営費 2 土地改良区施設の維持管理費 3 土地改良区職員の人件費 4 土地改良区施設の修繕経費 5 その他市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末		
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良区が管理する土地改良施設について、計画的な補修整備を実施することにより施設の長寿命化を図る。	市内の土地改良区	土地改良事業で整備された土地改良区財産農業水利施設で、故障又は老朽化した施設の整備事業	(補助額) 適正化事業賦課金(拠出金)の50%以内 事務賦課金の50%以内	6月末日	1 事業計画書 2 熊本県土地改良事業団体連合会請求書(写)	振込み終了後速やかに 事業実施年度においては、事業完了後速やかに	1 事業実績書 2 振込み証明書 事業実施年度においては、委託・工事請負契約書(写)	詳細については、「土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱」、「土地改良施設維持管理適正化事業実施要領」に基づく。
土地改良支援事業	農業生産性の向上及び経営の合理化を図る。	天草市に住所を有する農業者又は農業者団体	1 受益戸数2戸以上及び受益面積20アール以上の農業用施設の整備並びに維持管理事業 2 基盤整備事業(受益面積10アール以上のほ場整備等) 3 農地等災害復旧事業(他の補助事業の対象とならない小規模災害)	(補助額) 1 事業費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、100万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。 2 事業費に2分の1を乗じて得た額が10万円未満のときは、補助の対象としない。	事業実施前	1 事業関係者の同意書 2 工事見積書 3 事業地位位置図、計画面図、地籍図、数量計画書等 4 農地形状変更届受理通知の写し 5 市税等の滞納のない証明書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	3 市税等の滞納のない証明書(ただし、市税等の滞納調査同意書を提出した場合は不要)	
森林整備地域活動支援交付金事業	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る。	森林所有者等	森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)及び森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13林政企第119号林野庁長官通知)に基づく地域活動	森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)及び熊本県森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年6月20日付け林政第535号熊本県林務水産部長通知)に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		
間伐等森林整備支援事業	森林資源の質的充実と公益的機能の維持促進のため間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を図る。	1 森林組合 2 生産森林組合 3 森林組合連合会 4 森林整備法人等	【事業内容】 ・森林経営計画が策定された森林から間伐を行い、間伐材の取引に係る協定を締結し、体質強化計画に記載された木材加工流通施設への原木の安定供給を行う。 ・熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領に準ずる事業	(補助対象経費) ・この事業に必要な事務費・調査費及び手数料の総額。 (補助額) ・総事業費の1/2とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前	・熊本県間伐等森林整備促進対策事業申請関連資料(写し) ・事業計画区域図 ・収支予算書 ・国庫補助金の内示書(写し)	事業終了後速やかに	・熊本県間伐等森林整備促進対策事業実績報告関連資料(写し) ・事業実績区域図 ・収支決算書 ・国庫補助金交付決定通知書(写し) ・必要に応じ経費の内訳がわかるもの	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
森林環境保全整備事業	民有林において、間伐等の造林事業を計画的に推進し、森林資源の充実、公益的機能の確保、山村経済の振興を図る。	1 森林組合 2 森林所有者等	国・県の補助を受けて実施する次に掲げる事業 1 人工造林 2 樹下補栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 間伐 9 更新伐 10 付帯施設等整備 11 森林作業道整備	(補助率) 熊本県が定めた標準単価に基づき算出した標準事業費の22%以内とする。 ただし、補助率の決定にあたっては、国・県の補助金を含めた補助金額の合計が標準事業費の90%を超えない範囲とする。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県森林環境保全整備事業実施要領」に基づく。
くまもとの森林利活用最大化事業	間伐を必要とする森林の整備を推進するとともに、間伐材の利活用の拡大を図るため、間伐材流通経費等の一部を助成し、素材の安定供給を図る。	森林所有者等	5齢級～12齢級のスギ、ヒノキの人工林を間伐し、その間伐材を原木市場や製材工場等へ出荷した際の間伐材生産・流通経費	1 間伐材を素材市場へ出荷した場合：3,400円/㎡ 2 間伐材を製材工場等の加工場へ出荷した場合：2,400円/㎡ 3 間伐材を中間市場へ出荷した場合：1,800円/㎡	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「くまもとの森林利活用最大化事業実施要領」に基づく。
新規林業就業者支援事業	新規林業就業者を支援することで、林業の経営を継承していける体制づくりを構築する。	・JUターナー者または市内在住者。 ・65歳未満で林業未経験もしくは、これまで林業に従事した経験が1年未満であること	林業体験研修事業 ・林業に関する基礎知識や森林・林業・木材産業の現状についての研修 ・天草市内の森林で、森林組合、天草木材協会等の指導による機械等の取り扱い方の体験研修 ・造林作業、素材生産作業のそれぞれの工程の体験研修	(給付額) ・研修期間は1ヶ月以上1年以内 ・研修日は概ね週4日以内(月50時間以上の研修)。 ・研修生には、研修手当として月額60千円を支給する。	事業実施前	1 申込書 2 交付申請書 3 研修計画 4 市税等の滞納のない証明書	研修終了後速やかに	1 研修日誌 2 実績報告書	詳細については「天草市林業体験研修事業実施要領」に基づく。
		・JUターナー者または市内在住者。 ・4月1日現在で43歳未満の者。 ・森林組合や林業会社等の林業分野へ就業を志す者 ・林業に必要な基本技術講習 ・林業に従事した経験のない者。 ・指定した研修を必ず受講できる者。	緑の青年就業準備給付金事業 (研修内容) ・森林、林業及び山村に関する基本事項 ・林業労働安全衛生 ・林業就業に必要な基本技術講習 ・基礎的な森林施業の現地研修等	(給付額) 月額125千円×10か月以内	・事業実施前 ・年度開始後速やかに	1 研修計画 2 研修実施計画 3 誓約書 4 履歴書 5 給付申請書 6 市税等の滞納のない証明書	研修終了後速やかに	1 研修状況報告書 2 研修日誌 3 就業報告書	詳細については「天草市緑の青年就業準備給付金事業実施要領」に基づく。
		市内在住者で、年齢が65歳未満かつ独立・経営継承後5年未満の者で年間120日以上林業就業が見込める者	林業定着支援給付金事業 ・本市より新規就業者又は経営継承者として認められた林業就業者への給付金支給事業	(給付額) ・45歳未満の場合 1,500千円/年を上限に5年間給付 ・45歳以上の場合 1,500千円/年を上限に3年間給付 ※前年度所得が100万円未満のときは150万円/年を給付する。また、新規就業1年目の者については前年度所得はないものと判断する。 ※前年度所得が100万円以上350万円未満のときは350万円から前年度所得を差し引いた金額に5分の3を乗じた額(千円未満切り捨て)とする。 ※前年度所得が350万円以上のときは給付を停止する。	・事業実施前 ・年度開始後速やかに	1 交付申請書 2 履歴書(初年度のみ) 3 誓約書 4 経営計画書 5 前年確定申告書の写し 6 市税等の滞納のない証明書	上半期・下半期終了後速やかに	1 作業日報 2 確定申告書の写し	詳細については「天草市林業定着支援給付金事業実施要領」に基づく。
緑の少年団育成事業	緑の少年団の育成を図る。	公益社団法人熊本県緑化推進委員会に登録している市内の緑の少年団	少年団の活動	(補助額) 定額 40千円	年度開始後速やかに		年度末		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草産材利用促進事業	天草産材の利用を促進するとともに、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。	1 市内に自己の居住する住宅、店舗・事務所等が新築、改築又は増築する者。 2 市内に住所を有する者 3 市税等の滞納がない者	1 天草産材を利用した新築、改築又は増築工事【天草産材】 天草管内で生産され、かつ、市内で製材された木材で新品のもの又は上天草市若しくは苓北町で製材された木材で新品のものであって、市との事前協議により認められたもの。	木材使用量×15,000円(上限300,000円)とする。ただし、木材使用量の50%以上を森林認証材が占める場合は、木材使用量×20,000円(上限400,000円)とする。	新築等を完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日	1 転入予定者については誓約書 2 市税等の滞納のない証明書 3 位置図、平面図及び立面図 4 着工前及び完成後の写真 5 使用木材出荷証明書 6 使用原木出荷証明書	-	-	補助金交付申請書兼実績報告書のため、実績報告書の提出は不要。詳細については、「天草産材利用促進事業補助金交付要領」に基づく。
有害鳥獣被害防護柵設置事業	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図る。	有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために、自衛策として金網、電気柵、トタン及び網等(以下「防護柵」という。)を設置した者	①道路(国県市道、一定要件農道等)、河川、用排水路、宅地、山林、耕作放棄地等(以下「一定条件」という。)で囲まれた農地で、隣接している耕作地を含まずに設置する場合 ②一定条件で囲まれた農地で、一体的に施行する場合	(補助対象経費) 次の防護柵に係る費用(設置に係る費用を除く) (1)電気柵 (2)金網柵 (3)ワイヤーメッシュ柵 (4)トタン (補助額) ①対象経費の2分の1以内(上限50万円) ②対象経費の3分の2以内(上限50万円) ※1,000円未満切り捨てとする。	①防具柵の設置を完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日 ②事業実施前	①1.事業実績書 2.収支決算書(領収書及び納品書又は見積書) 3.市税等の滞納のない証明書(個人申請の場合) ②1.事業計画書 2.収支予算書(見積書等) 3.共同施行の場合は代表者選任届 4.市税等の滞納のない証明書(個人申請の場合)	①- ②事業完了後直ちに	①- ②1.事業実績書 2.収支決算書(領収書及び納品書等)	詳細については、「天草市有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要領」に基づく。
狩猟免許取得補助	有害鳥獣の捕獲を推進する。	天草市に住所を有する者	狩猟免許取得	(補助対象経費) 1 収入証紙代 2 診断書料 3 講習会受講料 4 その他市長が認めるもの (補助額) 補助対象経費の2分の1以内を補助額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、10,000円を上限とする。	事業終了後速やかに	1 狩猟免許証の写し 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 市税等の滞納のない証明書	-	-	詳細については、「天草市有害鳥獣捕獲わな購入事業補助金交付要領」に基づく。
有害鳥獣捕獲わな購入事業	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図る。	天草市有害鳥獣捕獲対策協議会会員であって、わな猟免許保持者のうち、箱わな、くくりわなを購入する者	有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために、有害鳥獣捕獲のための箱わな又はくくりわなを購入する者に対する補助事業	(補助対象経費) 箱わな及びくくりわなの本体部分。 (補助額) 補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)とし、次に定める額を限度とする。ただし、予算の範囲内で交付する。 (1)箱わな 35,000円/基 (2)くくりわな 10,000円/基	事業実施前	1 図面等 2 見積書 3 市税等の滞納のない証明書	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 写真(購入後)	詳細については、「天草市有害鳥獣捕獲わな購入事業補助金交付要領」に基づく。
有害鳥獣被害対策緩衝帯整備事業	野生鳥獣による農作物被害防止及び軽減を図る。	3戸以上の共同又は、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金等に取組む協定集落等であって緩衝帯を整備する者	有害鳥獣による農作物被害防止のため、農地から概ね30メートル以内にある耕作放棄地や、手入れされていない里山等にある草木や小径木、不要木、放任果樹、下層草木及び雑草等を奥行き10~15m(地形による)前後を間伐や除去を行い、見通しを良くし、野生鳥獣の潜み場を無くすもの。	(補助対象経費) 被害軽減を図ろうとする農地等に隣接する耕作放棄地や、手入れされていない里山等にある草木や小径木、不要木、放任果樹、下層草木及び雑草等の間伐や除去に係る経費(人件費や資材費を含む) (補助額) 1ヘクタール当たり 250千円 ※一箇所当たりの上限を500千円とする	事業実施前	1 位置図(申請面積が分かる図面等) 2 着工前写真 3 代表者選任届 4 同意書 5 誓約書	事業実施後速やかに	1 完了写真 2 その他事業の内容が確認できるもの(整備面積等に変わりがあつた場合)	
有害鳥獣捕獲対策協議会運営費	有害鳥獣捕獲効果の促進を図る。	天草市有害鳥獣捕獲対策協議会(以下この項において「協議会」という。)	1 協議会の運営 2 有害鳥獣捕獲事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		

■ 水産振興課

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
養殖業等セーフティネット支援事業	赤潮等により被害を受けた漁業者の経営安定を図る。	漁業共済組合	養殖漁業者等が加入する漁獲共済及び養殖共済の掛け金	(補助額) 漁獲共済及び養殖共済の掛け金に対する国庫補助額の10分の1相当額	掛け金の確定後速やかに	養殖業等セーフティネット支援事業計画書	掛け金支払い後速やかに	養殖業等セーフティネット支援事業実績書	
水産基盤整備交付金事業	水産業の振興を図る。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	水産資源の回復増大を図るための漁場整備や漁協等が行う共同利用施設の整備等	(補助対象経費) 施設整備等に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業予定箇所地図 2 その他県要領の規定による必要書類	事業終了後速やかに	1 事業実施箇所地図 2 実施状況写真 3 その他県要領の規定による必要書類	詳細については、「熊本県水産基盤整備事業交付金事業実施要領」に基づく。
水産加工用浄化施設整備事業	漁場及び漁港の環境美化に資する。	天草市内に住所を有する水産加工業者	水産加工場から排出される魚油等を浄化する設備導入	(補助率(補助対象経費及び補助率)) 設備導入に係る経費の2分の1以内とし、1件750,000円を上限とする。	事業実施前	1 見積書の写し 2 滞納のない証明	事業終了後速やかに	1 納品が確認できる書類の写し 2 実施状況写真	
栽培漁業地域展開事業	水産物の安定供給及び漁家経営の安定に資する。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	天草市地先海域において行う栽培漁業地域展開事業	(補助対象経費及び補助率) 栽培漁業地域展開事業に係る漁業協同組合が負担する経費の5分の3以内	事業実施前	実施予定箇所地図	事業終了後速やかに	1 実施箇所地図 2 領収書の写し 3 実施状況写真	
資源管理推進事業	水産資源の維持培養に資する。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	種苗放流事業並びに産卵施設の設置及びその再利用	(補助対象経費及び補助率) 種苗放流事業並びに産卵施設の設置費及びその再利用に係る経費の5分の3以内	事業実施前	1 実施予定箇所地図 2 経費見積書	事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 領収書の写し 3 実施箇所地図 4 立会い確認書	
広域種資源造成支援事業	水産資源の回復・維持を図る。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	資源の減少が著しい広域魚種の種苗放流に係る経費	(補助対象経費及び補助率) 資源の減少が著しい広域魚種の種苗放流に事業に係る全ての経費の1/4以内	事業実施前	事業予定箇所位置図	事業終了後速やかに	1 事業実施箇所位置図 2 実施状況写真	
漁場環境保全対策補助	漁場環境の保全及び水産物の安定供給に資する	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	天草市地先海域において魚病や赤潮等による被害を軽減・防御するための漁場環境改善対策事業	(補助対象経費) 魚類養殖場底質改善実証試験に使用する底質改良剤購入費及び赤潮対策のための事業を行う際の材料購入費、漁場環境調査事業費 (補助額又は補助率) 事業にかかる経費の1/2以内(1漁場当たり上限200,000円)	事業実施前	申請書 実施計画 実施予定箇所図 経費見積書	事業実施後速やかに	実績報告書 資材購入確認写真及び領収書 実施状況写真	緊急に行う赤潮対策については、実績報告書と合わせて申請書を提出することができる。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
漁業就業奨励金(親元就業)	漁家子弟の漁業就業を促す。	漁家子弟新規就業者(45歳未満)	漁業所得250万円未満の個人が経営する独立型漁業経営体において、漁業就業に意欲があり、漁協正組合員と同等(90日)以上の就業が見込まれる就業5年未満の漁家子弟に対して給付金を支給する。	(給付額) 月額50,000円を最大5年間で支給する。	漁業就業後速やかに	1 漁業就業定着支援奨励金受給申請書 2 履歴書※給付初年度のみ 3 誓約書 4 雇用証明書 5 漁業経営者の前年所得税確定申告書の写し 6 滞納のない証明	給付金受給後速やかに	営漁実績書	返還規定あり 奨励金受給中に独立、経営継承した者は漁業定着支援給付金に移行することができるものとする。 詳細については、「天草市漁業就業奨励金給付要領」に基づく。
漁業就業奨励金(独立・経営継承)	世代交代による漁業就業の確保を図るため45歳以上の漁家子弟の漁業就業を促す。	漁家子弟新規就業者(45歳以上65歳未満)	漁業所得250万円未満の個人が経営する独立型漁業の経営体の就業5年未満の漁家子弟に対し、2年以内の経営継承または独立を条件に、給付金を支給する。	(給付額) 月額50,000円を最大2年間で支給する。	漁業就業後速やかに	1 漁業就業定着支援奨励金受給申請書 2 履歴書※給付初年度のみ 3 誓約書 4 雇用証明書 5 漁業経営者の前年所得税確定申告書の写し 6 滞納のない証明	給付金受給後速やかに	1 営漁実績書 2 船舶検査証等経営継承、独立を証明する書類	返還規定あり 奨励金受給中に独立、経営継承した者は漁業定着支援給付金に移行することができるものとする。 詳細については、「天草市漁業就業奨励金給付要領」に基づく。
漁業就業定着支援給付金	新規就業者または経営継承または独立した漁家子弟の不安定な漁業経営に対し、給付金を給付することで一定の所得を確保し、漁業経営の安定を図る。	新たに漁業経営を開始した65歳未満の者	独立型の漁業を営もうとする者であって、新規漁業就業者にあつては長期研修修了者または終了見込みの者、漁家子弟にあつては、就業5年未満で経営継承または独立した者に対し、給付金を給付する。	(給付額) 年額150万円を上限に、45歳未満の者にあつては最大5年間、45歳以上の者に対しては最大3年間で給付するものとし、給付額は前年所得により低減するものとする。 (給付額算定) 1 前年所得が100万円未満の場合 満額給付 2 前年所得が100万円以上350万円未満の場合 (350万円-前年所得)×3/5 3 前年所得が350万円以上の場合 給付停止 (その他) 国が実施する新規就業者総合支援事業実施期間は給付金の給付は停止するものとする。また、熊本県が実施するフォローアップ研修については、荒天などのやむを得ない場合に限り、一月の給付金が12万5千円に満たない分については本給付金により補てんするものとする。 ※給付額から年金額を除く。	漁業就業後速やかに	1 営漁計画書 2 前年度所得証明書 3 船舶検査証等経営継承、独立を証明する書類 4 滞納のない証明	給付金受給後速やかに	営漁実績書	返還規定あり 詳細については、「天草市漁業就業定着支援給付金給付要領」に基づく。
新規漁業就業者研修給付金	漁業就業を目指す者が、円滑に就業・定着できるよう支援する。	65歳未満の者で新たに漁業就業を目指す者であつて、3年以内に地先漁業協同組合の正組合員になることを目指す者。	本市より研修計画の承認を受けた研修希望者への給付金。	(補助額) 日額6,250円とし、10日を上限とする。	研修実施前	1 研修受講申込書 2 誓約書 3 漁業研修計画書 4 滞納のない証明	研修修了後速やかに	1 実績報告書 2 営漁計画	返還規定あり 詳細については、「天草市新規漁業就業者給付金交付要領」に基づく。
漁業就業定着支援施設整備補助金	新規就業者及び独立・経営継承した漁家子弟の漁業初期投資の負担を軽減し、収入が不安定な経営を支援する。	天草市管内漁業協同組合	就業3年未満の新規就業者や漁家子弟に漁業協同組合がリース契約を締結することを前提として漁船や水産機器、施設等を取得する事業	(補助対象経費) リース契約により取得した漁船や水産機器、施設等を取得した経費 (補助率) 事業費の1/2 補助限度額:250万円	リース対象物購入前までに	リース物件の詳細が確認できる書類	リース契約締結後速やかに	1 物件購入金額が確認できる書類 2 リース契約書の写し	詳細については、「天草市新規漁業就業者支援施設整備補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
活力あるくまもとの水産業づくり事業	水産業の振興を図る。	天草市に住所を有する漁業協同組合	1 販売及び営業力強化事業並びに販路拡大並びに取扱量増大事業 2 新製品開発事業	(補助対象経費) 漁協が取り組む販路拡大や新商品開発の経費 (補助額) 漁協が負担する額の2分の1を天草市、上天草市及び等北町の漁協支所割で算定	事業実施前		事業終了後速やかに		
がんばる漁業支援事業補助金	漁業収入向上及びコスト削減のための取組や規模拡大、水産物の安定供給に資するための先進的な取組を支援し、雇用の創出、漁業経営の安定を図る。	事業に取り組もうとするもので、効率的な漁業経営を目指す計画期間(5年間)で漁業収入の向上、生産コストの低減を図り、漁業所得5%向上させるための計画を持ち、漁協が認定する中核的漁業者として位置付けられた者。	漁業収入の向上及び生産コストを低減するための施設整備等に係る事業	(補助対象経費) 漁業収入の向上及び生産コストを低減するための施設整備等(漁業を営むために必要な建物及び設備等の設置)に要する経費。ただし、更新の場合は作業の省力化、効率化が図られること。 (補助率) 補助対象経費の1/2以内(限度額150万円) ただし、建物の整備については1/3以内(限度額150万円)	事業実施前	1 市税の滞納がない事が証明できる書類 2 施設整備及び設備等の設置に係る見積書の写し 3 事業予定の位置図、配置図、平面図等の図面 4 機器、設備のカタログの写し 5 中核的漁業者認定証 6 市が認めた漁業経営計画書 7 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 施設整備及び設備等の設置に係る契約書、請求書及び領収書の写し 2 事業が完了したことがわかる写真 3 その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市ががんばる漁業支援事業補助金実施要領」に基づく。
水産業関係団体支援事業	水産業の振興、後継者育成及び漁港漁場の環境美化を図る	市内に住所を有する3名以上の漁業者により組織された団体	1 種苗中間育成、資源増殖及び藻場造成等地域の水産振興に資する事業 2 地域水産業活性化のために行う技術習得・向上及び普及に係る事業 3 水産物の消費拡大及び魚価向上に資する事業	(補助対象経費) 対象事業実施に要する経費 (補助率及び補助額) 事業に係る経費の2分の1以内とし、300,000円を上限とする。	事業実施前	1 実施予定箇所地図 2 見積書 3 規約	事業終了後速やかに	1 実施箇所地図 2 実施状況写真 3 領収書の写し	
		天草市内に事業所を有する漁業協同組合	漁場及び漁港の廃棄物の処理等	(補助対象経費) 漁場及び漁港の廃棄物の処理に要する経費 (補助率及び補助額) 事業に係る経費の3分の1以内とし、300,000円を上限とする。		1 実施予定箇所地図 2 見積書		1 実施箇所地図 2 実施状況写真 3 領収書の写し 4 産業廃棄物管理票	
水産物輸送費支援事業	水産物の輸送に係る費用を支援し経営の安定化をはかり、定住促進に結び付ける。	地域水産業活性化協議会及び漁業協同組合	補助対象者が行う戦略産品(魚介類)の移出に係る海上輸送費及び戦略産品魚介類に係る動植物性製造飼料(養殖用飼料等)の移入に係る海上輸送費の支援	(補助対象経費) 国要綱第3条第1項の規定により算定される補助対象経費の1/3以内	事業実施前	事業計画書	事業終了後速やかに	事業実績報告書	
出汁(ダシ)サミット支援事業	地域活性化及び水産業の振興を図る。	実行委員会	水産振興に資する地域の特色を生かしたイベント	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 事業に係る経費の2分の1以内	事業実施前	事業計画書	事業終了後速やかに	事業実施状況写真	

■ 観光振興課

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
大会等誘致事業	各種大会及び合宿を誘致し、観光振興及び経済発展を図る。	各種大会及び合宿の主催者等	市内の宿泊施設(研修施設及び合宿所を除く。)に延べ25人以上の宿泊を伴う大会等の開催	(補助対象経費) 1 大会等の参加者に係る宿泊費 2 大会等の事業運営費及び事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会等経費の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 宿泊延べ人員に1人当たり1,000円を乗じて得た額とする。ただし、1,000,000円を上限とする。 補助対象経費が、上記の額に満たない場合は、当該経費を補助額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、同一種目による同一期間の合宿については、1団体とみなす。	事業実施前	市内宿泊施設への予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	市内宿泊施設への宿泊が確認できる書類	詳細については、「大会等誘致事業補助金交付要領」に基づく。
天草教育旅行推進事業	教育旅行の受入体制の整備を構築するとともに、入込客数の増加による地域経済の活性化を図る。	旅行会社	天草市で1泊以上の宿泊を伴う修学旅行のバス運行事業	(補助額) バス1台あたり、一律50,000円を補助する。ただし、天草教育旅行受入協議会の修学旅行バス助成金を受領した場合は、その額を控除した額とする。また、バスの経費が50,000円に満たない場合はその額とする。	事業実施前	バスの運行及び市内宿泊施設等への宿泊の予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	バスの運行及び市内宿泊施設等への宿泊が確認できる書類	詳細については、「天草教育旅行推進事業修学旅行バス運行補助金交付要領」に基づく。
		市内に住居を保有している者で、かつ、民泊登録申請(簡易宿所)に必要な住宅図面作成を行う者	民泊登録申請に必要な住宅図面作成事業	(補助額) 民泊登録申請(簡易宿所)の許可を保健所へ申請する者で、住宅図面を有していない者が、住宅図面を作成するために必要な経費を助成する。補助額は、経費の2分の1以内とし、20,000円を上限とする。	事業実施前	1 位置図 2 住宅外観の写真	事業終了後速やかに	1 完成図面(平面図、立面図)の写し 2 領収証の写し	詳細については、「天草教育旅行推進事業民泊登録申請支援補助金交付要領」に基づく。
天草宝島観光協会補助金	天草宝島観光協会の運営を支援することにより、天草市の観光振興を図る。	天草宝島観光協会	天草宝島観光協会の運営	(補助対象経費) 1 事業費 2 運営費 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業計画書 2 予算書 3 規約	年度末	1 決算書 2 実績写真	
観光イベント実施事業	観光の振興を図る。	市内の住民で構成する実行委員会、振興会その他の団体	観光振興に資する地域の特色を活かしたイベント事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1補助対象事業に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	
天草島内周遊バス運行事業	天草島内で観光周遊バスを運行することにより、着地型観光手段を拡充し、観光振興を図る。	第一種又は第二種旅行者で、天草島内周遊バスの運行を行うことができる者	募集型企画旅行である周遊バス運行事業 1 イルカウォッチングを軸としたAコース 2 本渡を発着とする天草の崎津集落散策を軸としたBコース 3 牛深を発着とする牛深の各種体験と天草の崎津集落散策を軸としたCコース ※全コースとも、予約があった日のみ運行する。また、補助の申請区分は、AコースとBコースをひとつ、Cコースの2つの区分とする。	(補助額) 天草島内周遊バス運行事業に係る必要経費と収益の差額とし、予算の範囲内で交付する。	運行を開始しようとする3日前		事業終了後速やかに	集客数一覧(日別利用状況がわかるもの)	詳細については、「天草島内周遊バス運行事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
郷土芸能事業	観光の振興を図る。	市内の住民で構成する郷土芸能団体	観光の振興に資するため、郷土芸能を広く宣伝する事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1団体に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	年度末	イベント事業実施状況の写真	
■ 文化課									
天草市民芸術祭事業	文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	天草市民芸術祭及びあまくさ子ども芸術祭	(補助対象経費) 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 講師料及び出演料(主催者の構成員に対するものを除く。) 3 資料作成に要する経費(チラシ、ポスター、プログラム等) 4 謝礼金及び賞品代 5 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 6 その他市長が特に必要と認めるもの (補助額) 補助対象経費から入場料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
文化団体等開催事業	文化活動の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会の加入団体その他の市内の文化団体(文化事業を実施するために組織された実行委員会を含む)	文化団体が実施する文化公演、講演会、展示会等の文化事業	(補助対象経費) 1 文化講演会等の講師料、出演料等(文化団体の構成員に対するものを除く。) 2 会場設営費(会場使用料及び付帯設備使用料を含む。) 3 資料作成に要する費用(チラシ、ポスター、プログラム等) 4 消耗品費(大道具費、小道具費、看板製作費等) 5 楽器調整手数料 6 その他特に市長が必要と認めるもの (補助率及び補助額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、90,000円を限度とする。 補助金の交付は、1つの文化団体に対し、1会計年度に1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	領収書等の写し 成果品(印刷物) 事業等が分かる写真	
五足の靴頭影事業	文化の振興に寄与する。	五足の靴頭影全国短歌大会実行委員会	五足の靴頭影全国短歌大会事業	(補助対象経費) 1 賃金(臨時雇用の場合のみ) 2 報償費【講師等謝金(天草市の規定範囲内)】 3 旅費(講師の招聘、事務連絡に係る旅費) 4 需用費(消耗品費:事務用品等消耗品購入、食糧費:会議・イベント当日の運営従事者・講師等の飲料費、印刷製本費等) 5 役務費(電話代、郵送料、コピー代、新聞折込手数料、広告料、イベント保険料) 6 委託料(会場設営、会場演出 *すべて業者委託のみ) 7 使用料及び賃借料(会場使用料*付帯設備使用料を含む) ※補助対象者の構成員を除く。 (補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前	1 団体の構成員名簿 2 補助金充当額算出内訳	事業終了後速やかに	1 通帳の写し 2 金銭出納簿 3 補助金充当額内訳 4 成果品(印刷物) 5 事業等が分かる写真 6 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
芸術文化協会運営費	文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	(一社)天草市芸術文化協会の運営補助事業	(補助対象経費及び補助額) 運営経費のうち事務局賃金に係る額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前		年度末	通帳の写し 出勤簿 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草市民謡全国大会事業	民謡全国大会の開催に係る事業補助	天草市民謡(牛深ハイヤ節・魚貫草刈り唄)全国大会実行委員会	天草市民謡(牛深ハイヤ節・魚貫草刈り唄)全国大会事業	(補助対象経費) 1 賞金(臨時雇用の場合のみ) 2 報償費(講師等謝金、出演料(いずれも天草市の既定範囲内)) 3 旅費(講師の招聘、事務連絡に係る旅費) 4 需用費(消耗品費、事務用品等消耗品購入、食糧費、会議、イベント当日の運営従事者、講師等の飲料費、印刷製本費) 5 役員費(電話代、コピー代、新聞折込手数料、広告料、イベント保険料) 6 委託料(会場設営、機材等運搬、会場周辺警備、会場演出)(すべて業者委託のみ) 7 使用料及び賃借料(大会当日会場使用料*付帯設備使用料を含む) *補助対象者の構成員を除く。 (補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額と補助対象経費総額に8/10を乗じて得た額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。千円未満の端数が生じた場合は千円未満の端数を切り捨てる。	事業実施前	団体の構成員名簿 補助金充当額算出内訳	事業終了後速やかに	通帳の写し 金銭出納簿 補助金充当額内訳 成果品(印刷物) 事業等が分かる写真 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
文化財等整備費補助	国指定、県指定又は市指定の文化財の保存、保護又は活用を行う。	指定文化財の所有者又は管理責任者	指定の文化財の保存、保護又は活用を目的として行う事業で、次のいずれかに該当するもの 1 文化財の改修又は移築事業(敷地の取得を除く。) 2 文化財の修理事業 3 文化財の整備事業で、特に公共性に富む事業 4 文化財の維持管理事業で特に公共性に富む事業(維持管理に係る恒常的な経費は除く。)	(補助額及び限度額) 事業費から国、県又は他の団体からの補助金の額を控除した額に100分の35を乗じて得た額以内の額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、200万円を上限とする。	事業実施前	1 工程表 2 設計書及び設計図(工事の場合)	事業終了後速やかに	写真 請求書領収書の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
重要景観構成要素修景事業	「重要文化的景観」選定地域の良好な景観形成の促進を図るとともに、景観を活かした町づくりを推進する。	個人、住民団体等	建築物、工作物等の修景事業及び植栽美化活動、景観研修会等の景観形成活動等	(補助対象経費) 重要文化的景観の形成に寄与すると認められる行為に係る経費 (補助率) 補助対象経費の10分の6以内、290万円を上限とし、地域及び限度額については、別表のとおりとする。	事業実施前	【天草市文化的景観形成事業事前協議書】 添付書類 ・施工予定写真 ・図面 ・施工場所 ・見積書 【補助金交付申請書】 ・事業計画書	事業完了後速やかに	・事業実績書 ・収支決算書 ・完了写真 ・領収書	詳細については、「天草市文化的景観形成事業補助金交付要領」に基づく。 ※代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
■ 建設総務課									
老朽危険家屋等除去促進事業	市内に存在する老朽危険家屋等の解体及び除去を促進し、市民の安心・安全な暮らしと地域の生活環境の保全を図る。	事前調査によって老朽危険家屋等と判定された家屋を解体する所有者等	市が実施する事前調査によって老朽危険家屋等と判定された住宅等の解体及び除去に係る経費	(補助対象経費) 1 老朽危険家屋等の解体等に係る経費 2 その他市長が認めるもの (補助金の額) 1 補助金の額は、解体等に係る経費(消費税相当分を含む額)に2分の1を乗じて得た額以内とし、限度額は500,000円 2 前項の補助金の額に1,000円未満の額が生じた場合はこれを切り捨てる	事前調査の判定を受けた日から30日以内又は市長が定める日	1 2社以上の解体等に係る見積書の写し(内訳の記載されたもの) 2 解体業者の建設業の許可書又は解体工事の届出書の写し 3 市税等納付状況及び課税明細調査同意書 4 現況写真 5 建物の延床面積が確認できるもの(平面図等)	完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日まで	1 完了届 2 解体等の工事を実施した者が発行した請求書及び領収書の写し 3 解体等の内容(単価等)が分かる内訳表の写し 4 工事写真(着工前、中間、完了後が分かるもの) 5 廃棄物に関する処分証明書の写し	詳細については、「天草市老朽危険家屋等除去促進事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
■ 土木課									
土砂災害危険住宅移転促進事業	土砂災害特別警戒区域内等において土砂災害危険住宅の移転を促進する。	土砂災害危険区域から住宅の移転を行う者	1 対象住宅 土砂災害特別警戒区域内等に存する建築物で、その全部又は一部を住宅(賃貸住宅を除く。)の用に供するもの。 2 要件 (1) 危険住宅の除去を行うこと。 (2) 土砂災害警戒区域外に移転すること。 (3) 移転先が熊本県内であること。	(補助対象経費) 1 住宅除去費等 2 移転経費 3 住宅の建設、購入費等 4 土地の調査費 (補助額) 補助対象経費に相当する額の合計額(他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた額)。ただし、300万円を限度とする。	事業実施前	1 移転事業実施計画書 2 土砂災害危険住宅の位置図及び現況写真 3 住民票 4 移転先住宅の位置図及び現況写真 5 土地登記簿謄本の写し 6 見積書の写し 7 資金計画書 8 跡地管理誓約書	事業完了後速やかに	1 補助金精算調書 2 土砂災害危険住宅の除却後の写真 3 移転先住宅の位置図及び写真 4 移転に要した費用を証明する書類	詳細については、「天草市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 都市計画課									
花しょうぶ祭り事業	公園の魅力を活かす蒲の開花に合わせて情報発信するとともに、観光振興を図る。	天草花しょうぶ祭り実行委員会	花しょうぶ祭り開催事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 建築課									
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊による危険から住民の生命を守るため、危険住宅の移転を促進する。	危険住宅の除却又は危険住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を行う者	<p>1 対象住宅 次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅(※)、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの。 (1) 建築基準法第39条第1項の規定に基づき天草市建築基準条例第27条で指定した災害危険区域 (2) 天草市建築基準条例第2条の規定に基づき建築を制限している区域 (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき熊本県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p> <p>2 対象事業 (1) 危険住宅の除却を行う事業 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設等を行う事業</p> <p>※既存不適格住宅:法令の施行又は適用時に現存し、又は工事中の住宅で、これらの規定に適合しないものをいい、法令の適用後に建築された住宅で規定に適合しない「違反建築物」とは異なる。</p>	(補助対象経費等) 1 危険住宅の除却に要する経費(撤去費、動産移転費、仮住居費及び跡地整備費)の全額とする。ただし、1戸当たり975,000円を上限とする。 2 危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金を金融機関から借り入れの場合の借入金に係る利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する経費の全額とする。ただし、1戸当たり421万円(建物325万円、土地96万円)を上限とする。	事業実施前	<p>1 実施計画書</p> <p>2 収支予算書</p> <p>3 資金計画書</p> <p>4 危険住宅の位置図、配置図、平面図、がけ横断面図及び現況写真</p> <p>5 住民票</p> <p>6 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真</p> <p>7 移転先住宅の土地登記事項証明書の写し</p> <p>8 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書等の写し(借入金利子相当額の計算表を含む)</p>	事業終了後速やかに	<p>1 補助金精算調書</p> <p>2 危険住宅及び移転先住宅の着工前及び竣工後の写真</p> <p>3 移転先住宅の位置図、配置図、平面図</p> <p>4 移転に要した費用を証明する書類 ア 危険住宅の除却等に係る契約書の写し イ 危険住宅の除却等に要した経費の請求書及び領収書の写し ウ 移転先住宅の建設又は購入に係る契約書の写し エ 移転先住宅の建設又は購入に要した経費の請求書及び領収書の写し オ 移転先住宅の建設又は購入するために要する資金を借り入れた金融機関、その他の機関との融資契約書の写し</p> <p>5 移転後の登記事項証明書(土地、建物)</p> <p>6 移転先住宅の検査済証の写しその他同等と認められる書類</p>	詳細については、「天草市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要領」に基づく。
民間建築物耐震改修促進事業	戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道の建築物並びに危険なブロック塀等の耐震化を促進する。	戸建て木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事を行う者(一括補助)	<p>【戸建て木造住宅耐震補強設計及び耐震改修工事事業(一括補助事業)】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来組構法によって建築された地上階数が2以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (5) 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領又は他の要綱等に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの</p>	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震改修設計(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。)及び耐震改修工事に要する費用(これらを一括して申請する場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。)ただし、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。	事業実施前	<p>1 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助事業計画書</p> <p>2 住民票の写し</p> <p>3 見積書等の写し</p> <p>4 登記事項証明書等</p> <p>5 納税証明書</p> <p>6 建築確認済証等</p> <p>7 現況写真(外観2方向以上)</p> <p>8 耐震診断が実施済みの場合、耐震診断結果報告書の写し</p> <p>9 委任状</p>	事業終了後速やかに	<p>【耐震改修設計完了時】</p> <p>1 耐震改修設計に係る契約書の写し</p> <p>2 耐震改修設計に係る領収書の写し</p> <p>3 現況の各図面等</p> <p>4 補強計画及び設計図書</p> <p>5 耐震改修工事の見積書</p> <p>6 耐震改修設計実施証明書</p> <p>7 現況写真(外観写真2方向以上)</p> <p>8 耐震診断結果報告書の写し</p> <p>【耐震改修工事完了時】</p> <p>1 耐震改修工事に係る契約書の写し</p> <p>2 耐震改修工事に係る領収書の写し</p> <p>3 工事監理報告書の写し</p> <p>4 工事写真</p> <p>5 耐震改修工事実施証明書</p>	詳細については、「天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		戸建て木造住宅の耐震改修設計を行う者	<p>【戸建て木造住宅耐震補強設計事業】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>2 対象事業</p> <p>一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、市内の建築設計事務所に所属する耐震診断士等が戸建て木造住宅の耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断されたものについて、地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行う事業。ただし上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする補強設計に限る。</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>耐震改修設計に要する経費(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事の見積り作成に要する費用も含む。)</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。ただし、耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断を行った結果、倒壊の危険性が無いと判断されたものについては、1戸当たり89,000円を上限とする。</p>		<p>1 耐震改修設計事業計画書</p> <p>2 住民票の写し</p> <p>3 見積書の写し</p> <p>4 登記事項証明書等</p> <p>5 納税証明書</p> <p>6 建築確認済証等</p> <p>7 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し</p> <p>8 委任状</p>		<p>1 契約書の写し</p> <p>2 領収書の写し</p> <p>3 現況の各面図等</p> <p>4 補強計画及び設計図書</p> <p>5 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書</p> <p>6 耐震改修設計実施証明書</p>	
		戸建て木造住宅の耐震改修工事を行う者	<p>【戸建て木造住宅耐震補強工事事業】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>2 対象事業</p> <p>一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、市内の建設業許可を有する業者により戸建て木造住宅の耐震改修工事を行う事業。ただし上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする補強設計に限る。</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>耐震改修工事に要する経費</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。</p>		<p>1 耐震改修工事事業計画書</p> <p>2 工程表</p> <p>3 住民票の写し</p> <p>4 見積書の写し</p> <p>5 登記事項証明書等</p> <p>6 納税証明書</p> <p>7 建築確認済証等</p> <p>8 現況写真(外観写真2面以上)</p> <p>9 現況の各階平面図</p> <p>10 耐震改修設計の内容を確認できる図書</p> <p>11 耐震診断報告書の写し</p> <p>12 委任状</p>		<p>1 契約書の写し</p> <p>2 領収書の写し</p> <p>3 工事監理報告書の写し</p> <p>4 工事写真</p> <p>5 耐震改修工事実施証明書</p>	
		戸建て木造住宅の建替え工事を行う者	<p>【戸建て木造住宅建替え工事事業】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>2 対象事業</p> <p>一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断され、原則として同一敷地内で、市内の建設業許可を有する業者により既存の戸建て木造住宅1棟すべてを解体し、住宅を新築する事業。ただし建替えの結果、地震に対して安全な構造となるものに限る。(建替え後の住宅については、構造(木造・非木造)は問わない。)</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>建替え工事に要する経費(工事監理に要する費用を含まない。)</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>補助対象経費の5分の4以内の額とし、1戸当たり1,000,000円を上限とする。ただし、次に掲げる場合は補助対象経費の23%以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。</p> <p>(1) 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領又は他の要綱等に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けている場合</p> <p>(2) 遊及適用の場合</p>		<p>1 建替え工事事業計画書</p> <p>2 工程表</p> <p>3 住民票の写し</p> <p>4 見積書の写し</p> <p>5 登記事項証明書等</p> <p>6 納税証明書</p> <p>7 建築確認済証等</p> <p>8 現況写真(外観写真2面以上)</p> <p>9 現況の各階平面図</p> <p>10 建替え設計の内容を確認できる書類(確認済証の写し等)</p> <p>11 耐震診断報告書の写し</p> <p>12 委任状</p>		<p>1 契約書の写し</p> <p>2 領収書の写し</p> <p>3 工事監理報告書の写し</p> <p>4 工事写真</p> <p>5 法適合証明書</p>	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		戸建木造住宅の耐震シェルター工事を行う者	<p>【戸建て木造住宅耐震シェルター工事事業】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>(5) 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領に基づく、耐震改修工事又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの</p> <p>2 対象事業</p> <p>地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する事業。</p> <p>(1) 熊本県及び他都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、その都道府県で補助対象工法として認められたもの</p> <p>(2) 国土交通大臣又は公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの</p> <p>(3) 市長が上記(1)又は(2)と同等以上と認めたもの</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>耐震シェルター工事に要する経費</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。</p>		<p>1 耐震シェルター工事事業計画書</p> <p>2 工程表</p> <p>3 住民票の写し</p> <p>4 見積書の写し</p> <p>5 登記事項証明書等</p> <p>6 納税証明書</p> <p>7 建築確認済証等</p> <p>8 現況写真(外観写真2面以上及び設置予定場所)</p> <p>9 現況の各階平面図</p> <p>10 耐震診断報告書の写し</p> <p>11 委任状</p>		<p>1 契約書の写し</p> <p>2 領収書の写し</p> <p>3 工事写真</p>	
		緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を行う者	<p>【緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業】</p> <p>1 対象建築物</p> <p>天草市内に存する建築物のうち、次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第14条各号に掲げるもの</p> <p>(2) 建築物の敷地が緊急輸送道路に接するもの</p> <p>(3) 耐震診断に関し、他の補助金等の交付を受けていないもの</p> <p>(4) 戸建木造住宅以外のもの</p> <p>(5) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(6) 原則として、既存の建築物において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>2 対象事業</p> <p>市内の建築士事務所に所属する耐震診断士が、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を行う事業</p>	<p>(補助対象経費等)</p> <p>1 耐震診断に要する費用</p> <p>2 基準額(①～③の合計)</p> <p>1,000㎡以内の部分 延べ床面積×3,600円/㎡…①</p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 延べ床面積×1,540円/㎡…②</p> <p>2,000㎡を超える部分 延べ床面積×1,030円/㎡…③</p> <p>3 1棟当たり補助対象限度額942,000円(補助率及び限度額)1、2及び3のうちいずれか低い額の3分の2以内の額とし、1棟当たり628,000円を上限とする。</p>		<p>1 耐震診断事業計画書</p> <p>2 住民票の写し</p> <p>3 見積書の写し</p> <p>4 登記事項証明書等</p> <p>5 納税証明書</p> <p>6 建築確認済証等</p> <p>7 現況の各図面</p> <p>8 現況写真(外観2面以上)</p> <p>9 業務工程表</p> <p>10 委任状</p>		<p>1 契約書の写し</p> <p>2 領収書の写し</p> <p>3 耐震診断報告書</p> <p>4 耐震診断実施証明書</p>	<p>詳細については、「天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要領」に基づく。</p> <p>代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。</p>

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考	
		補助事業の対象となる危険なブロック塀等を所有する者	危険なブロック塀等の撤去及び改修	<p>① 危険なブロック塀等の撤去工事の場合 補助対象経費:撤去工事に要する費用 補助率:補助対象事業費の2/3以内 補助限度額:20万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額</p> <p>② ①を実施し、地震に対して安全な塀等の設置する工事の場合 補助対象経費:設置工事に要する費用 補助率:補助対象事業費の2/3以内 補助限度額:10万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万5千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額</p>		<p>天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付</p> <p>(1) 補助対象事業実施計画書 (2) 住民票の写し (3) 補助対象経費が確認できる書類(見積書等)の写し (4) 位置図、現況写真 (5) 市税の滞納のない証明書 (6) 危険なブロック塀等の撤去又は改修を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書又は固定資産証明書など) (7) 補助事業を行うとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権等、危険なブロック塀等の撤去又は改修に関する承諾が必要となる権利を有する者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書 (8) 危険なブロック塀等の構造、延長、高さを記入した現況図 (9) ブロック塀等の点検表 (10) 撤去計画図等の撤去範囲が分かる図面 (11) 改修内容を示す設計図面、仕様書等(危険なブロック塀等の改修を実施するものに限る。) (12) 建築基準法第42条第2項に定める道路に面するブロック塀等の場合は、誓約書 (13) 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 (14) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>事業完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日</p>	<p>事業完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日</p>	<p>天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金完了実績報告書に次に掲げる書類を添付</p> <p>(1) 補助対象事業に係る契約書等の写し (2) 工事写真(工程毎) (3) 完成写真(遠景・近景) (4)撤去したブロック塀等を処分したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し (5) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>詳細については、「天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要領」に基づく。</p> <p>代理受領委任状を、交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。</p>

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業	ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)に配慮した建築物の整備を促進する。	不特定かつ多数の者が利用する建築物をUDに配慮した整備を行う民間事業者等	不特定かつ多数の人が利用する施設で、面積2,000㎡未満のものUD計画書に基づく改修であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの 1 全ての建築物特定施設が移動等円滑化基準に適合するもの 2 経路上の全ての建築物特定施設が、原則として移動等円滑化基準に適合するもの 3 経路上の1以上の建築物特定施設が原則として移動等円滑化基準に適合することとなるもの ※経路とは、道又は駐車場から主たる利用居室及び便所までの経路をいう。	(補助率及び限度額) 1 原則型改修及び経路全部型改修の場合の出入口、廊下等、階段、便所、駐車場等の建築物特定施設や案内標示、カウンター又は記載台等の整備施設の工事に要する経費の3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。 2 経路部分型改修の場合の1以上の建築物特定施設の工事に要する経費の3分の2以内の額とし、500,000円を限度とする。	事業実施前	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算(精算)書 4 ユニバーサルデザイン計画書 5 経路部分型改修計画書(部分改修型改修の場合に限る。) 6 その他必要書類	事業完了後30日以内又は事業開始年度2月28日のいずれか早い日まで	1 実績報告書 2 事業実績書 3 経路部分型改修報告書 4 収支予算(精算)書 5 工事完了写真(2部) 6 その他必要書類	詳細については、「天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
狭あい道路拡幅整備事業	道路境界及び道路中心線の確定並びに後退用地の本市への寄付を促進し、住環境の利便性の向上及び安全性の確保を図る。	都市計画区域内の狭あい道路に接する敷地の所有者	後退用地の本市への寄付を条件に、道路境界及び道路中心線の確定並びに後退用地の測量及び分筆登記に要する経費を補助。 (なお、申請をしようとする者は、申請の前に事前協議書及びその添付書類を提出し、後退用地に関する協議を行うことが必要。)	(補助対象経費) 1 道路境界及び道路中心線の確定に要する経費(消費税及び地方消費税を含む) 2 後退用地の測量及び分筆登記に要する経費(消費税及び地方消費税を含む) (補助額) 次の各号の区分に応じて定める額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。) 1 後退用地を寄附する場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。 2 後退用地と合わせてすみ切り用地(※)を寄附する場合 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、48万円を限度とする。 ※すみ切り用地:狭あい道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲(以下「交差等」という。)する箇所(交差等により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)に、角地の隅角をはさまる長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分。ただし、交差等により生ずる内角が60度以下の場合、底辺の長さが2メートル以上となる二等辺三角形の部分。)	事業実施前、かつ11月末日まで	1 見積書の写し 2 事業協議書及びその添付図書の写し 3 市税の滞納のない証明書 4 申請者・測量登記業者等の確認・宣誓書 5 同意書	事業完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日	1 注文書及び領収書の写し 2 後退用地寄附申出書 3 現況写真 4 土地境界確定図 5 字図の写し 6 後退用地の全部事項証明書 7 土地登記承諾書兼登記原因証明情報書 8 印鑑登録証明書 9 資格証明書(法人の場合に限る。)	詳細については、「天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
アスベスト含有調査事業補助金	アスベストを含有する民間建築物の無害化を促進し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的とする	吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある民間建築物の建築物の所有者、管理者又は共同住宅等の管理組合の代表者	民間建築物の吹付けアスベスト等について、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき行う含有調査に係る費用の補助。	(補助対象経費) アスベスト含有調査事業に要する費用 (補助額) 市長が認める範囲内の経費(千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。)とし、かつ、1件当たり25万円を上限とする。	事業に関する契約を締結する日の14日前まで	1 天草市アスベスト含有調査事業補助金交付申請書 2 補助事業実施計画書 3 位置図、配置図、建築物平面図等(アスベストが施工されているおそれがある箇所を明示したもの) 4 現況写真(建築物及びアスベストが施工されているおそれがある箇所) 5 見積書 6 建築物の所有者等が確認できる書類の写し 7 市税の滞納のない証明書 8 その他市長が必要と認めるもの	事業完了の日から起算して20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日まで	1 天草市アスベスト含有調査事業完了実績報告書 2 補助事業の領収書・内訳書(原本又は原本証明を行ったもの) 3 調査分析結果を証する書類(原本又は原本証明を行ったもの) 4 その他市長が必要と認めるもの	詳細については、「天草市アスベスト含有調査事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
吹付けアスベスト除却等事業補助金	アスベストを含有する民間建築物の無害化を促進し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的とする	露出して施工されている吹付け建材について調査を行い、石綿を0.1パーセントを超えて含有していると確認された民間建築物の建築物の所有者	民間建築物の吹付けアスベストの除去等に係る費用の一部を補助	(補助対象経費) アスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する工事費及び処分費 (補助額) 補助対象経費の合計に3分の2を乗じて得た額とし、250万円を上限とする。	事業に関する契約を締結する日の14日前まで	1 天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書 2 補助対象事業実施計画書 3 案内図、配置図、建築物平面図、展開図、天井伏図等(対象箇所を明示したもの) 4 現況写真(建築物及びアスベストが施工されている箇所) 5 補助対象箇所の石綿含有率を確認できる分析機関が発行する調査報告書等の写し 6 工程表 7 工事施工計画書の写し(各種届出書類の写しを含む) 8 工事費の見積書、積算内訳書 9 建築物の所有者が分かる書類の写し(建築物の所有が共有の場合はその代表者であることを証する書類) 10 市税の滞納のない証明書 11 その他市長が必要と認めるもの	事業完了の日から起算して20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日まで	1 補助事業実績報告書 2 補助対象事業費に係る契約書・領収書・内訳書の写し 3 アスベスト除去等の工事写真(着手前・施工工程・施工完了) 4 アスベスト除去工事に係るマニフェストの写し 5 アスベスト粉塵濃度測定結果 6 その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
■ 牛深支所建設課									
みなとまちづくり推進事業	牛深港周辺地域の活性化を図る。	牛深みなとまちづくり推進事業の趣旨に賛同する団体	みなとまちづくりに関連したイベント及びPR活動(牛深港周辺地域の活性化を目的とした事業)	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	1 イベント事業実施状況の写真 2 領収書の写し	
■ 御所浦支所まちづくり推進課									
鳥峠活用交流促進事業	観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、御所浦地域の振興を図る。	御所浦地域に活動拠点を有し、御所浦地域の振興に寄与する者で構成される団体	鳥峠を活用した新たなトレッキングコースの整備及び実施に向けた基盤づくり等	(補助対象経費) 鳥峠トレッキングコースの整備の他、鳥峠を活用した地域情報の発信及び交流拡大のための仕掛けづくり等の事業に要する経費 (補助額) 予算の範囲内(10/10)	事業実施前		事業終了後30日以内または年度末のいずれか早い日		詳細については、「天草市鳥峠活用交流促進事業補助金交付要領」に基づく。
御所浦地域民宿等宿泊施設整備事業	御所浦地域へのスクーリングや観光客などの満足度や利便性の向上、並びに交流人口の増加を図る。	民宿等宿泊施設を開業しようとする者又はすでに開業している者で次のいずれにも該当するもの 1 市内に住所を有する者 2 民宿等宿泊施設の環境整備実施後、民宿等を3年以上継続する意思がある者 3 過去にこの補助金を受けたことがない者	スクーリング受入れを中心とした御所浦地域の交流人口の促進のために行う民宿等宿泊施設の開業、施設改修等環境整備のための事業	(補助対象経費) 1 民宿等宿泊施設の開業、更新等に伴い必要となる各種許可等手数料等 2 トイレ、風呂、台所、洗面所等衛生設備の改修費用 3 施設の構造維持に係る耐震補強等工事費用 4 インターネット環境整備に係る費用 5 その他市長が適当と認める費用 (補助額) 補助対象経費の2/3以内の額(1施設あたりの上限200万円)とし、限度額は予算の範囲内とする。	事業実施前	1 設備の改修等に要する経費の内訳が確認できる見積書又はその写し。 2 設備の改修等に係る図面及び現況写真 3 その他、市長が必要と認める書類	事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日	1 補助対象経費の支払いを証明する領収書等 2 事業の実施状況が確認できる写真等 3 その他、市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市御所浦地域民宿等宿泊施設環境整備事業補助金交付要領」に基づく。
■ 下水道課									

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
浄化槽設置事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止を図る。	住宅又は自治公民館に浄化槽を設置又は転換しようとする者	下水道許可区域外、集落排水事業区域外で合併浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部を補助する事業	(補助額) 1 5人槽 418,000円 2 7人槽 521,000円 3 10人槽 687,000円 4 浄化槽の転換にあっては、1～3に定める額に90,000円を加えた額	事業実施前	1 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し 2 設置場所の案内図 3 建物の平面図 4 浄化槽等配置図又は屋内外排水設備図 5 工事請負契約書の写し 6 型式適合認定書並びに同認定書別添仕様書及び図面の写し 7 浄化槽整備士免状の写し 8 10人槽以下の浄化槽設置にあっては、登録証の写し、浄化槽管理票(C票)及び保証登録証 9 浄化槽の転換にあっては、既存の単独浄化槽が確認できる書類及び写真	事業後速やかに	1 浄化槽使用開始報告書の写し 2 検査依頼書の写し 3 浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し 4 工事写真及びチェックリスト 5 浄化槽の転換にあっては、既存の単独浄化槽の浄化槽廃止届書の写し 6 浄化槽の転換で、既存の単独浄化槽の撤去を伴う場合にあっては、既存の単独処理浄化槽の撤去の作業工程が分かる写真及び処分した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し	詳細については、「天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領」に基づく。
■ 教育総務課									
離島高校生修学支援補助	御所浦町から天草市内外の高等学校等に通学する生徒への修学を支援する。	次のいずれかに該当するものの御所浦町に住所を有する保護者 (1) 御所浦町に居住し、高等学校等に定期船を利用して通学している生徒 (2) 高等学校等に通学するため御所浦町から高等学校等の寮若しくはアパート等に居住を移している生徒	御所浦町に居住し本土の高等学校に通学する際の定期船定期券代及び御所浦町から居住地を移し高等学校等の寮若しくはアパート等の部屋、住戸の賃借料	(補助額) (1) 天草市御所浦町に居住し本土の高等学校等に定期船を利用して通学する生徒 通学に利用する定期航路費(定期券代)の全額。 (2) 高等学校等に通学するため御所浦町から高等学校等の寮若しくはアパート等に居住を移している生徒 月額1万円又は高等学校等の寮若しくはアパートの利用等における支出額とを比較していずれか少ない方の額。 (補助対象期間) 4月1日から翌年度の3月31日 高等学校等を卒業するまでの3年間を上限とする。	7月末日。 ただし、7月以降に補助対象となった者については、「補助対象となった日の属する月の末日」。	高等学校等の在学証明書及び賃貸借契約書の写し又は下宿費等及び通学費に関する証明書	補助金請求時	(1) 自宅から通学する生徒 定期券購入に係る領収書等 (2) 下宿等をして通学する生徒 下宿等に係る賃借料の支払いが確認できる書類	詳細については、「天草市離島高校生修学支援補助金交付要領」に基づく。
御所浦航路通学利便性強化補助	御所浦地域において、通学生徒の利便性を強化し、通学生徒の修学環境の整備を図る。	御所浦地域から熊本県立天草高等学校倉岳校に通学する生徒の保護者で構成する団体	通学する生徒等の利便性の強化を目的とし、倉岳校の校長が事前に認めた行事等で海上タクシーを利用する事業	(補助対象経費) 海上タクシー料金、ただし、1便当たりの海上タクシーの料金は8,000円とする。	事業実施前	増便計画書(倉岳校の校長から補助対象事業者へ提出されたもの)	年度末	1 海上タクシーの運航日、寄港地、利用者数、隻数等の実績がわかる書類 2 補助対象経費の支払いを証明する書類	詳細については、「天草市離島高校生通学利便性強化事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 学校教育課									
集団宿泊教室参加補助	集団宿泊生活の体験を通して、児童及び生徒の健全な育成を図る。	天草市内の小中学校に在籍し、集団宿泊教室に参加する児童及び生徒	集団宿泊教室事業	(補助対象経費) 交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費及び使用料 (補助額) 1 実施する期間が1泊2日の場合 補助対象経費の2分の1に相当する額又は参加者数に2,000円を乗じた額のいずれか低い額 2 実施する期間が2泊3日の場合 補助対象経費の2分の1に相当する額又は参加者数に3,000円を乗じた額のいずれか低い額	事業実施前	1 参加者名簿 2 活動計画書等		事業終了後速やかに	
遠距離通学補助	保護者の経済的負担の軽減化及び義務教育の公平かつ円滑な推進を図る。	1 小学校にあっては、校長が定める通学路の距離が片道4キロメートル以上の者 2 中学校にあっては、校長が定める通学路の距離が片道6キロメートル以上の者 (補助対象者でない者) 上記にかかわらず、スクールバスを利用する者及び学校区域外就学をする者は、支給対象としない。	補助対象者が利用する次に掲げるものに対する通学費補助事業 1 路線バス 2 自転車(中学校に通学する生徒に限る。) 3 その他特に市長が認める方法(以下この項において「その他通学」という。)	(補助対象経費及び補助額) 1 路線バス通学は、学生割引定期券購入に必要な額とし、四半期ごとに交付する。ただし、学生割引定期券の適用がない路線バスについては、利用実績に基づく額を交付する。 2 自転車通学は、次の(1)から(3)までに掲げる所属学年に応じた額を、1対象者につき1回限り、在学初年度の学年始めに交付する。 (1) 第1学年 36,000千円 (2) 第2学年 24,000千円 (3) 第3学年 12,000千円 3 その他通学は、月額1,000円(補助金の対象となった日の属する月を含む。)とし、学年始めに年額分を交付する。		「小・中学校児童及び生徒の通学費補助に関する実施要領」に定める期限	—		詳細については、「小・中学校児童及び生徒の通学費補助に関する実施要領」に基づく。
熊本県中学校駅伝競走大会開催補助	熊本県中学校駅伝大会を通じて、生徒の健全育成を図るとともに、交流人口の増加を推進する。	天草郡市中学校体育連盟	熊本県中学校駅伝大会の開催	(補助対象経費) 事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前			事業終了後速やかに	年度末
九州中学校駅伝競走大会開催補助	九州中学校駅伝競走大会を通じて、生徒の健全育成を図るとともに、交流人口の増加を推進する。	天草郡市中学校体育連盟	九州中学校駅伝競走大会の開催	(補助対象経費) 左記大会の開催に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前			事業終了後速やかに	
天草教育研究所補助	教職員の研修の充実並びに児童生徒の体育及び文化活動の振興を図る。	天草教育研究所	1 教職員の研修の推進 2 部門別研修会の事業推進 3 各部会の連絡調整 4 児童・生徒の文化・体育の振興 5 熊本県教育研究会及び教育関係諸団体との連絡調整 6 その他天草地区の教育振興に寄与するために必要と認めるもの。	(補助対象経費) 1 天草教育研究所の運営に要する経費 2 天草教育研究所の事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに			年度末	積立金現在高報告書
天草教育研究所天草部会補助	学校教育の各分野において専門的な研究等を行い、天草の教育振興を図る。	天草教育研究所天草部会	1 教職員の専門的若しくは技術的な研究又は研修に関する事業 2 児童生徒の文化の振興に関する事業 3 児童生徒の体育の振興に関する事業 4 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 1 天草教育研究所天草部会の運営に要する経費 2 天草教育研究所天草部会の事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに			年度末	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
市指定教育研究推進校補助	学校教育の充実及び教育力向上を図る。	1 文部科学省教育研究指定又は委嘱校 2 熊本県教育委員会教育研究推進指定校 3 天草市指定教育研究推進指定校 4 教育に関する研究事業の実施校等で、天草市教育委員会が必要と認めるもの	天草市教育委員会等が指定する教育研究推進校・幼稚園が実施する教育研究事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
学校教育研究委員会補助	小・中学校の教育の充実及び振興を図る。	天草市学校教育研究委員会	1 学校教育に関する調査及び研究事業 2 学校教育の振興のための事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
中学校英語検定チャレンジ事業補助	本市中学生の英語力の水準及び英語学習に対する意識・意欲の向上を図る	市内中学校に在籍し、英語検定を受検した中学3年生の保護者	英語検定試験を受検した生徒の保護者に対し、受験料の2/3(1/3県負担、1/3市負担)を交付する。	(補助対象経費) 英語検定に係る受験料の総額のうち、次の要件をすべて満たす経費。 ア 英検については5級、4級、3級、準2級、2級、準1級及び1級とする。 イ 年度のうち、英検については第2回又は第3回、G-tecについては9月から12月までに実施される試験を対象とする。 (補助額) 受験料の2/3	(保護者の申請によるもの) 受験終了後速やかに (校長の申請によるもの) 事業実施前	(保護者の申請によるもの) 1 受験を確認できる書類 (校長の申請によるもの) 1 委任状 2 受験者名簿	(校長の申請によるもの) 受験終了後速やかに	(校長の申請によるもの) 事業実績書	
■ 生涯学習課									
青少年健全育成事業	青少年の健全育成を図る。	青少年育成活動を実施する団体	1 市内に居住する青少年に対して次の各号のいずれかに該当する活動の場を提供する事業とする。 (1) 自然体験活動 (2) 芸術・文化体験活動 (3) 科学体験活動 (4) 社会奉仕体験活動 (5) 職業体験活動 (6) 地域間交流活動 (7) 異文化交流活動 (8) 前7号に掲げるもののほか、市長が適当と認める体験活動及び交流活動 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。 (1) 補助対象団体以外の者が主催する事業への参加、スポーツや芸術等の鑑賞又は施設等の見学を活動の中心とする事業 (2) 参加する青少年が10人未満である事業 (3) 市による他の補助金、交付金等を受けて実施する事業 (4) 営利を目的とするもの又は宗教的、政治的若しくは反社会的な目的で実施する事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、材料費その他事業に要する経費 (補助額) 1 市内に居住する青少年のうち所属団体、居住地、その他特定の条件下にある者のみを対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、150,000円を上限とする。 2 市内全域の青少年を対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、200,000円を上限とする。	事業実施前	団体に関する調査	事業終了後速やかに	1 参加した青少年の氏名、年齢及び居住地が分かる書類 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 補助事業で使用したチラシ、ポスター及び資料等 4 補助事業の活動の様子が分かる写真	詳細については、「天草市青少年育成事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
社会教育団体運営費補助	天草市の社会教育の振興のために活動する社会教育関係団体の運営を支援する。	1 天草市PTA連絡協議会 2 天草市地域婦人会連絡協議会 3 天草市青年団 4 天草市子ども会育成連絡協議会 5 牛深海洋少年団 6 天草市青少年育成協議会 7 天草市人権教育推進協議会 8 その他市長が必要と認める社会教育関係団体	総会、会議、研修会及びスポーツ大会の開催並びに各種大会の参加等	予算の範囲内で市長が定める額 (補助対象経費) 1 社会教育関係団体の運営に要する経費 2 社会教育関係団体の事業の実施に要する経費 3 全国大会に出場する場合の交通費及び宿泊費 4 その他市長が必要と認めるもの	総会終了後速やかに		事業終了後速やかに		